

目 次

津市規則

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

一般廃棄物処理計画の変更

公示送達

指定緊急避難場所の指定

公示送達

地縁による団体の認可

公示送達

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

津市公告

津市育休代替任期付職員採用試験の実施

地域計画案の縦覧

負傷動物の収容

津市ふるさと津かがやき寄付事業運営業務公募型プロポーザルの実施

令和5年10月分津市農用地利用集積計画の決定

予防接種の実施

負傷動物の収容

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の失効

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会公告

津市育休代替任期付職員採用試験の実施

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿の抄本の閲覧状況

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第39号

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
津市農林事業分担金等徴収条例施行規則（平成18年津市規則第160号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部三重県の行う事業の款に次のように加える。

水利施設管理強化事業	事業費の100分の50以内
------------	---------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第263号

平成30年3月に策定した津市一般廃棄物処理基本計画に係る中間見直し計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成18年津市条例第144号）第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

令和5年11月1日

津市長 前 葉 泰 幸



津市一般廃棄物処理基本計画  
(中間見直し)

令和5年11月  
津市

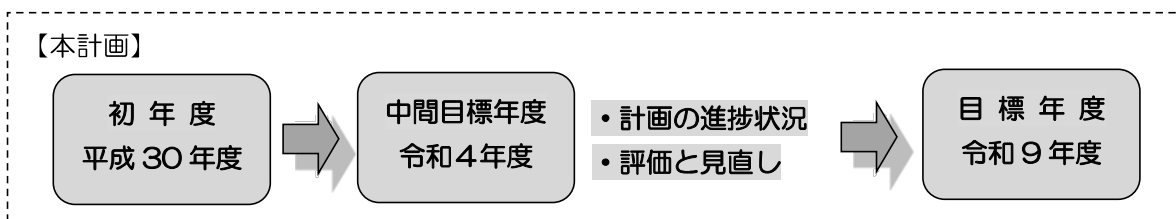
## 1 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の一般廃棄物の適正な処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするために、平成30年3月に策定したものです。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年（2018年）度を初年度、令和9年（2027年）度を目標年度とする10年間であります。

令和4年（2022年）度は中間目標年度であり、計画の進捗状況の評価、見直しを行う年度であります。



## 3 中間見直しにあたっての社会情勢

### (1) 少子高齢化を伴う人口減少社会の進展

近年、我が国においては、年少人口及び生産年齢人口の減少により、国全体の人口が減少している一方で、老年人口は増加しているため、少子高齢化が進行している状況になっています。

ごみの排出においても、人口減少に伴う居住地の分散化などにより、ごみの収集運搬効率が低下する可能性や、ごみ一時集積所までごみを排出することが困難な高齢者が増加することなどが予想され、よりいっそう、市民にわかりやすく負担の少ないごみの分別や、安定したごみの収集・運搬を可能とする体制づくりが必要となっています。

### (2) 地域脱炭素の推進とプラスチック資源循環促進法

日本政府は、地球温暖化防止に向け、2050年カーボンニュートラルの実現に整合する中期的目標として、令和12年度の温室効果ガス排出量削減目標を、平成25年度比で46%削減すると掲げました。

また、令和4年4月から、プラスチックごみ問題、気候変動問題などを契機として、プラスチックの資源循環の取組を推進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されており、大量生産・消費・廃棄型の経済から循環型経済への移行が図られています。

### (3) 新型コロナウイルス感染拡大の影響

令和2年から世界的に猛威を振るっている、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、私たちの生活は大きく変わってしまいました。事業所における事業活動の減少や在宅勤務の増加など、ライフスタイルの多様化に伴い、近年の家庭系ごみ、事業系ごみの総量にも影響が及んでいると考えます。

# ごみ処理について

## 4 ごみ処理基本計画

### (1) ごみの分別区分

令和2年度に実施した市民アンケート調査において、金属と燃やせないごみの分別区分が分かりにくいとの声が多く寄せられていたことから、今後、金属と燃やせないごみを同じ袋に入れて同日に収集する予定です。

表は、家庭系ごみとして収集するごみの分別区分

現行のごみの分別・収集区分		
1	新聞	資源系ごみ
2	雑誌・雑紙	資源系ごみ
3	ダンボール	資源系ごみ
4	飲料用紙パック	資源系ごみ
5	衣類・布類	資源系ごみ
6	ペットボトル	資源系ごみ
7	容器包装プラスチック	資源系ごみ
8	金属	資源系ごみ
9	びん	資源系ごみ
10	危険ごみ*	資源系ごみ
11	燃やせないごみ	不燃系ごみ
12	その他プラスチック	不燃系ごみ
13	燃やせるごみ	可燃系ごみ

※危険ごみ：スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計

### (2) 収集・運搬

各分別区分の収集回数及び各地域の収集体制を下表に示します。

今後、金属・燃やせないごみを同日に収集する際には、月2回収集する予定です。

表は、現在の分別区分の収集回数

分別区分	収集回数	備考
燃やせるごみ	週2回	※香良洲地域については、燃やせるごみ、容器包装プラスチック以外のものは、香良洲エコ・ステーションに搬入。
容器包装プラスチック	週1回	
金属・燃やせないごみ、ペットボトル	月2回	※危険ごみについて、津の一部は市直営で収集。その他の地域は民間委託により収集。
その他プラスチック、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん	月1回	
危険ごみ	3ヶ月1回	

### (3) 中間処理

本市では、津市リサイクルセンターで資源系ごみ及び不燃系ごみを破砕・選別及び資源化処理しています。

破砕・選別処理等の中間処理後に発生する可燃残渣は本市の焼却処理施設で焼却処理し、不燃残渣は津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

令和4年4月1日の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、本市では、現在サーマルリサイクルしているその他プラスチックを、リサイクルするよう今後取り組んでいきます。

### (4) 最終処分

津市リサイクルセンターにおいて発生する中間処理後の不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

## 5 ごみ処理量等の推移

### (1) ごみ排出量

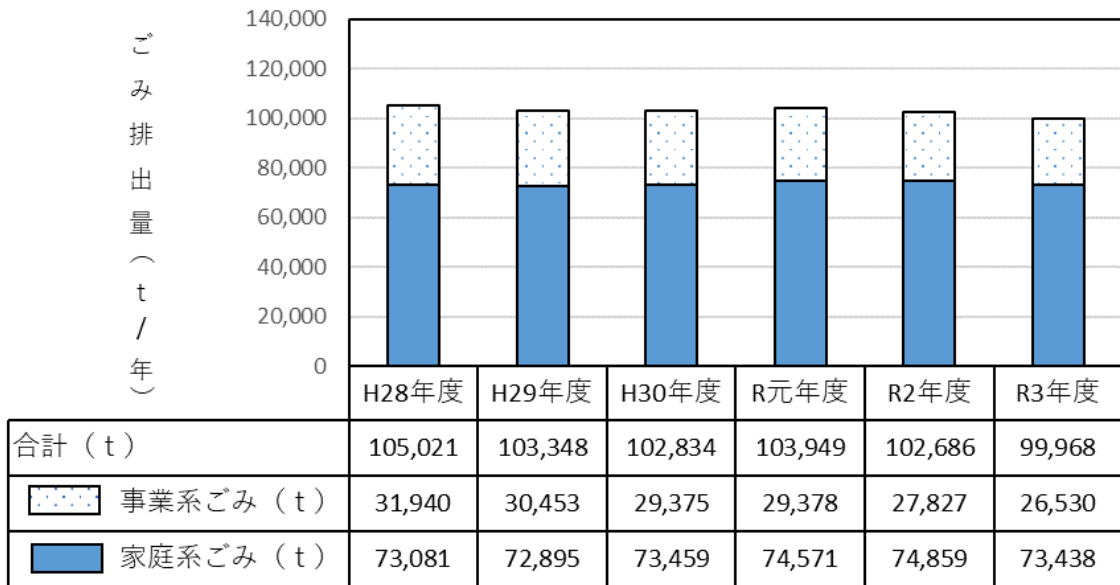
#### ア ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、平成28年度は105,021 t/年であるのに対して、令和3年度は99,968 t/年であり、平成28年度と比較して5,053 t/年減少しており、令和3年度の施策実施時の推計値100,868 t/年を達成しています。

これはコロナウイルス感染拡大の影響から、事業系ごみの排出量が大幅に減少していることが主な要因と考えます。

家庭系ごみ排出量は、平成28年度の73,081 t から1,000 t/年程度の増減を繰り返している状況で、令和元年度以降はコロナウイルス感染拡大の影響で、在宅で過ごす時間が長かったこと等から、家庭系ごみの排出量は増加していますが、令和3年度には、コロナウイルス感染拡大が令和元年度及び令和2年度と比較して終息してきたことから、家庭系ごみの排出量もコロナウイルス感染拡大前の排出量まで減少したと考えます。

事業系ごみ排出量は、令和3年度では平成28年度と比較して5,410 t/年減少しています。事業系ごみの排出量はもともと減少傾向であったことに加え、コロナウイルス感染拡大の影響で経済活動が停滞したことも要因であると考えます。



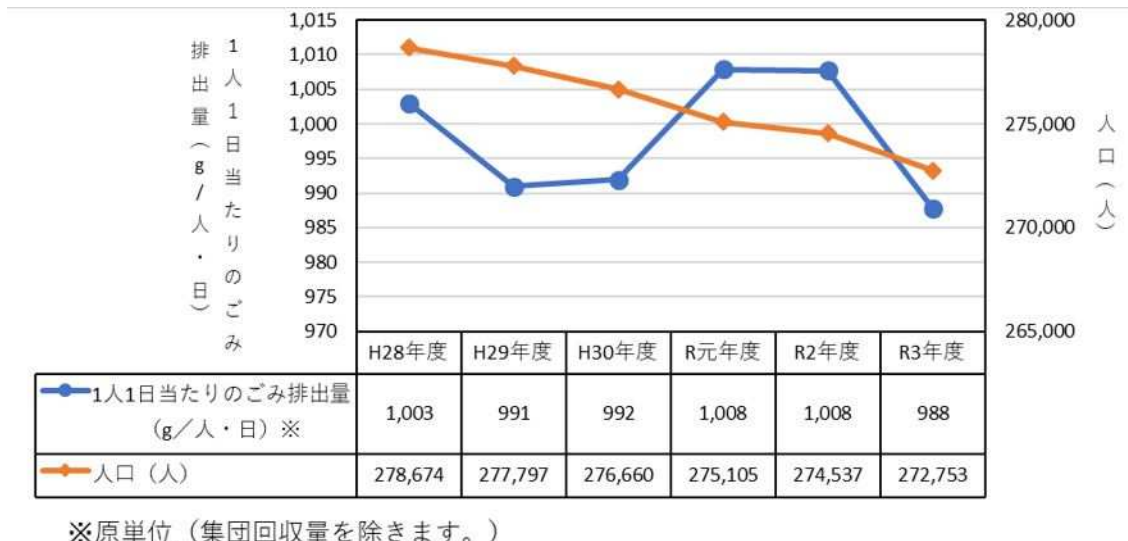
図は、ごみ排出量の推移

#### イ 1人1日当たりのごみの排出量（原単位（集団回収量を除きます。））

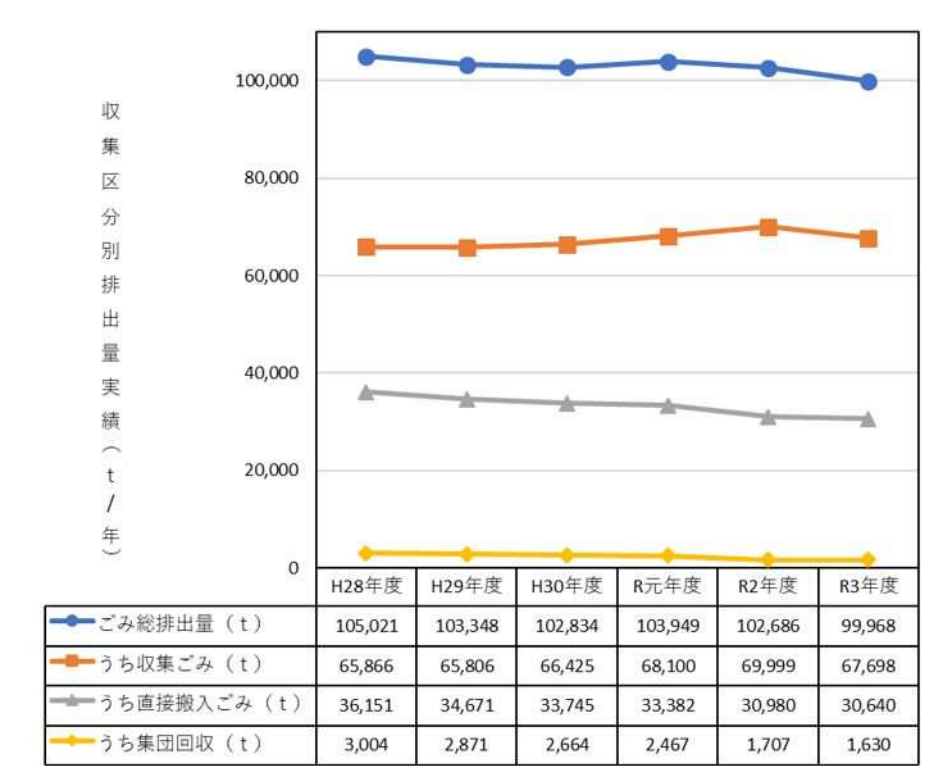
1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、令和元年度及び令和2年度のコロナウイルス感染拡大の影響もあり、家庭系ごみの排出量が増加したため、平成30年度と比較して増加していますが、令和3年度は令和元年度及び令和2年度と比較して、コロナウイルス感染拡大も終息したことで、家庭系ごみの排出量も減少しました。それに加え、事業系ごみも減少したことで、令和3年度と平成28年度を比較しますと、15g/人・日減少しており、令和3年度の施策実施時の将来推計値990g/人・日を達成しています。

しかしながら、令和3年度の目標値を達成した主な要因は、事業系ごみが令和3年度施策実施時の推計値30,084t/年よりも大幅に減少しているためであり、今後は、家庭系ごみの排出量を減少させる施策を更に推進し、最終目標年度の目標値まで、ごみの減量を達成させる必要があります。

なお、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））はごみ総排出量から集団回収量を除いた値で算出しています。



図は、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移



※うち収集ごみ：家庭系ごみのうち、直営又は委託により市が収集したごみ  
 ※うち直接搬入ごみ：事業系一般廃棄物及び家庭系ごみのうち市施設に自己搬入されたごみ

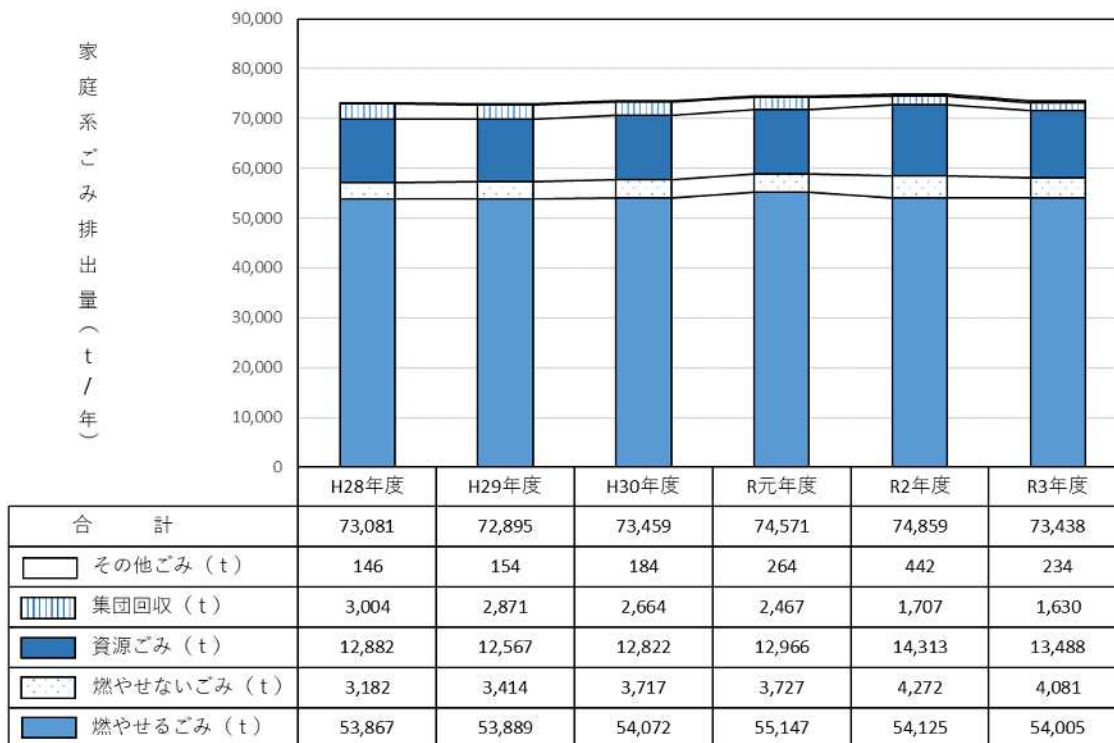
図は、収集区分別排出量の実績

令和元年度以降、収集ごみが増加しており、これはコロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことやテレワーク等で、家庭から排出されるごみが増えたことが要因だと考えます。直接搬入ごみは令和2年度以降コロナウイルス感染症の影響で事業活動が停滞したことで事業系一般廃棄物の排出量が減少したことが要因であると考えます。

## ウ 家庭系ごみの実績

### ① 分別区分ごとの排出量の推移

分別区分ごとでは、燃やせないごみが、令和3年度と平成28年度を比較すると899t/年増加しており、コロナウイルス感染拡大の影響から在宅勤務や外出控えなど、自宅でごみを片付ける機会が増えたことが原因と考えられます。資源ごみについては、平成28年度から令和3年度にかけて増加傾向ではありますが、令和3年度の施策実施時の将来推計値16,178t/年には2,690t/年達成していません。



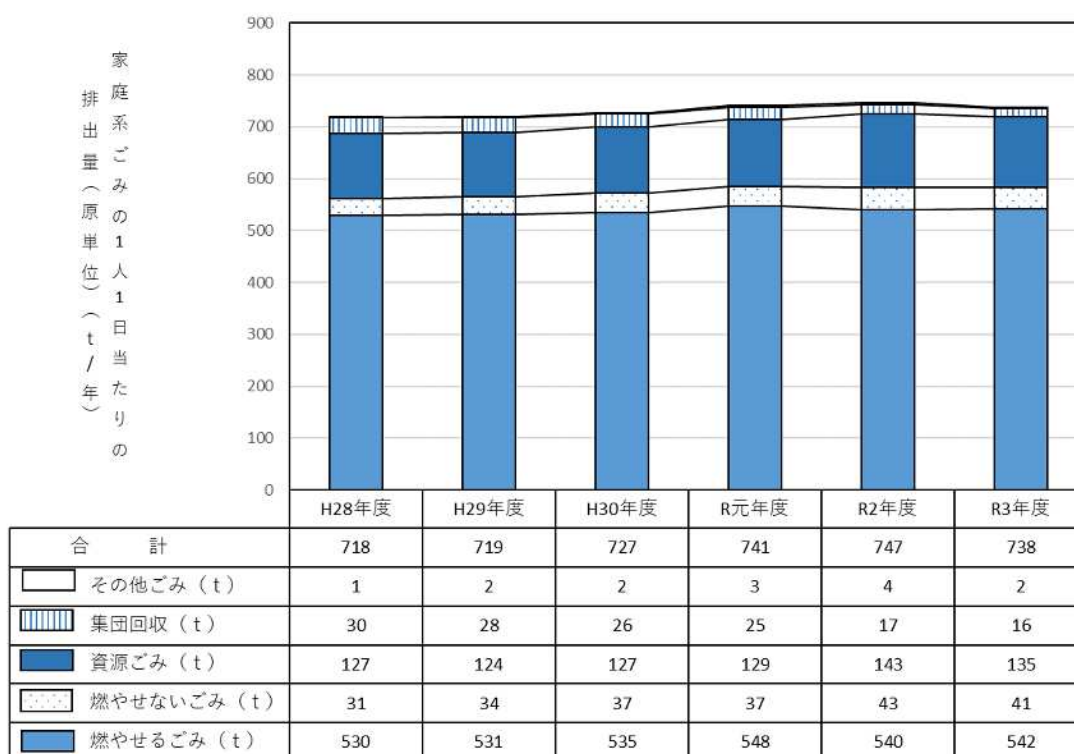
注：その他ごみは危険ごみ、り災ごみなど

図は、家庭系ごみの排出量の推移

## ② 家庭系ごみの1人1日当たりのごみの排出量（原単位）の推移

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成28年度から令和3年度にかけて、718g/人・日から738g/人・日へと20g/人・日（1%）増加しています。

分別区分ごとでは、集団回収による収集量が平成28年度から令和3年度にかけて、30g/人・日から16g/人・日へとほぼ半減している状況です。これは、コロナウイルス感染拡大の影響から、自治会等による集団回収の取組が手控えられたことが原因と考えます。



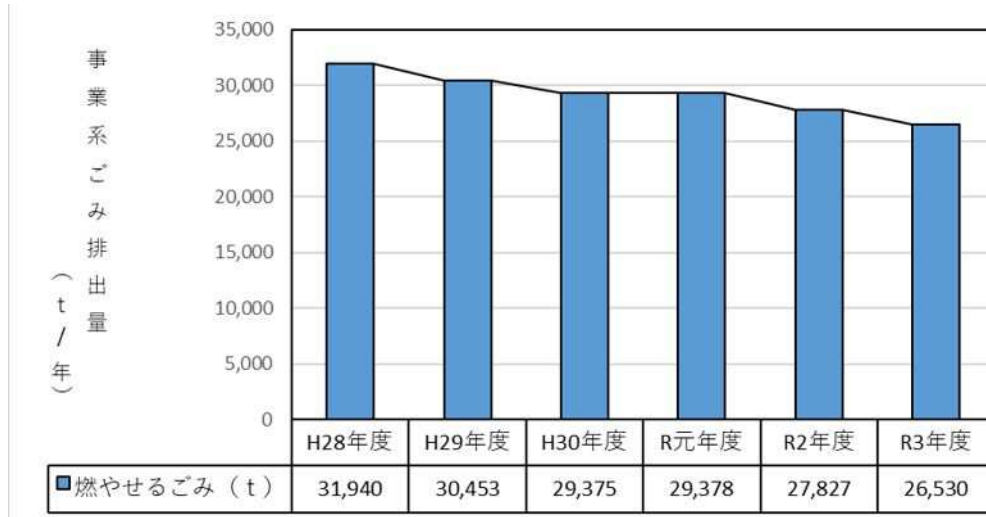
図は、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移



## エ 事業系ごみの実績

### ① 分別区分ごとの排出量の推移

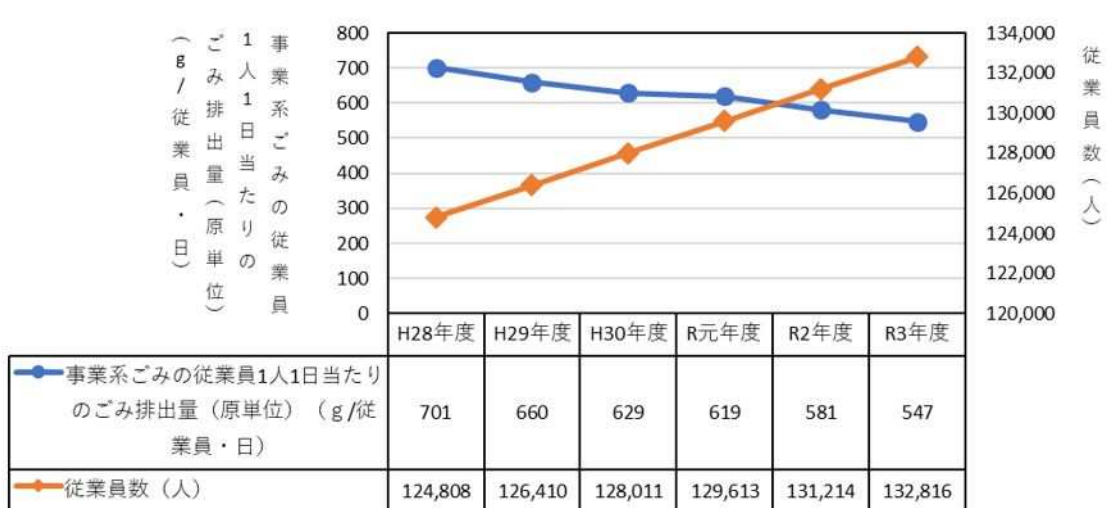
事業系の燃やせるごみは、平成 28 年度に 31,940 t/年でしたが、令和 3 年度には 26,530t/年となり、平成 28 年度と比較して 5,410 t/年（16.9%）減少しています。コロナウイルス感染拡大の影響から、事業所の営業活動等が減少したことや在宅勤務の増加が原因と考えます。



図は、事業系ごみの排出量の推移

### ② 事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成 28 年度から令和 3 年度にかけて、701 g/従業員・日から 547 g/従業員・日へと 154 g/従業員・日（21.9%）減少しています。



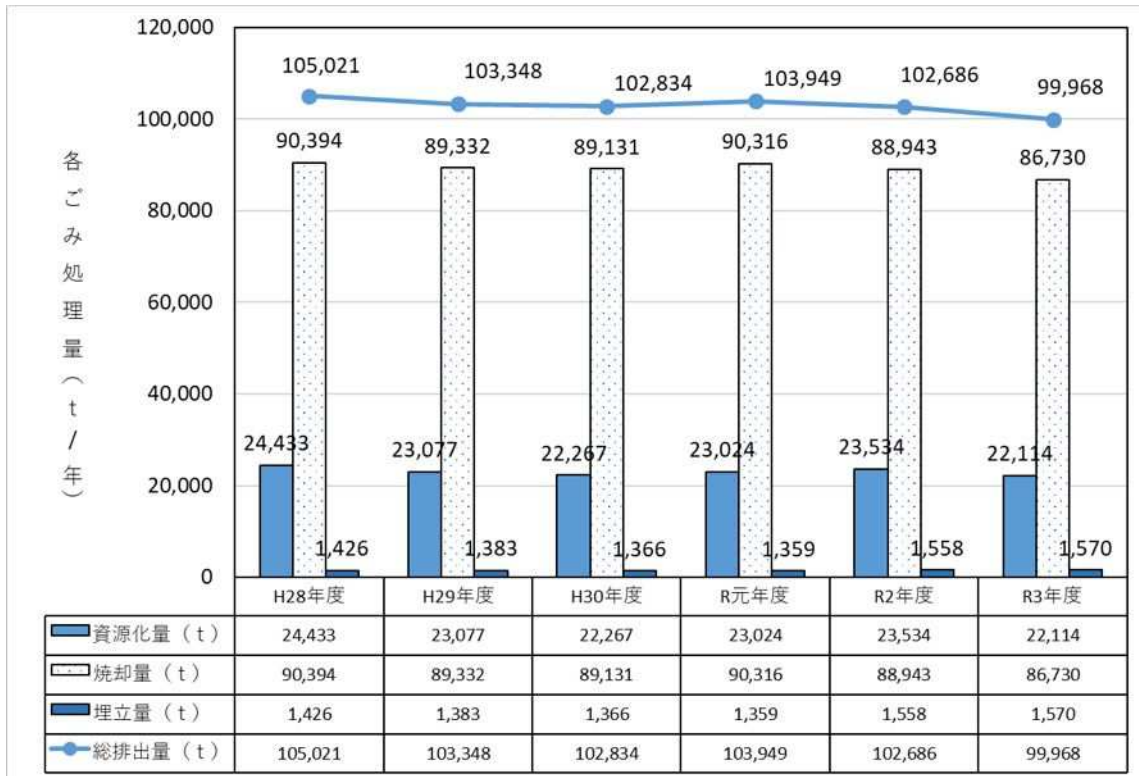
※平成 28 年度の従業員数について、計画策定時は速報値を使用していたが、その後確定値に修正している。

図は、事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

## (2) ごみ処理量

### ア 総処理量

令和3年度における総排出量 99,968 t /年のうち、22,114 t /年(22.1%)を資源化しています。津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかでは 86,730 t /年を焼却処理、津市一般廃棄物最終処分場では 1,570 t /年を埋立処分しています。



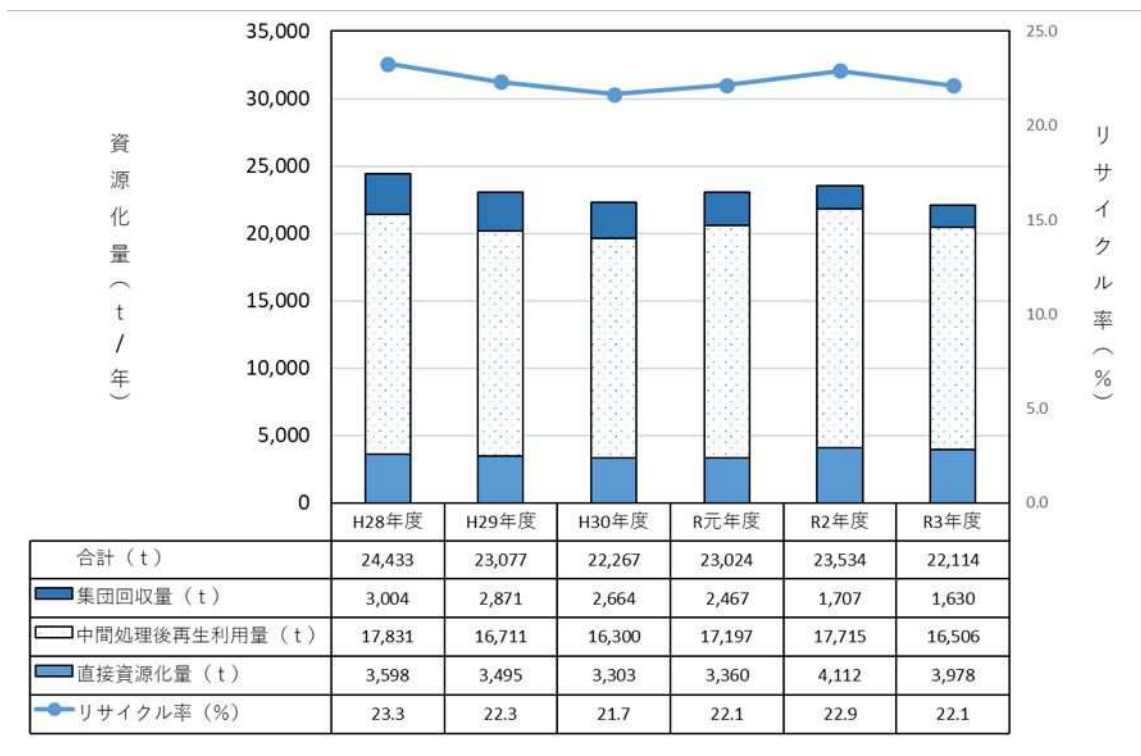
図は、ごみ処理の実績

## イ 中間処理量

### ① 資源化量

資源化量は減少傾向であり、令和3年度は平成28年度と比較して2,319 t/年減少しており、施策実施時の令和3年度の推計値 27,080 t/年に対し、4,966 t/年達成出来ていません。これは、家庭から排出される資源系のごみが直接スーパー等の店舗回収の方に排出されていることが、原因の一つと考えます。

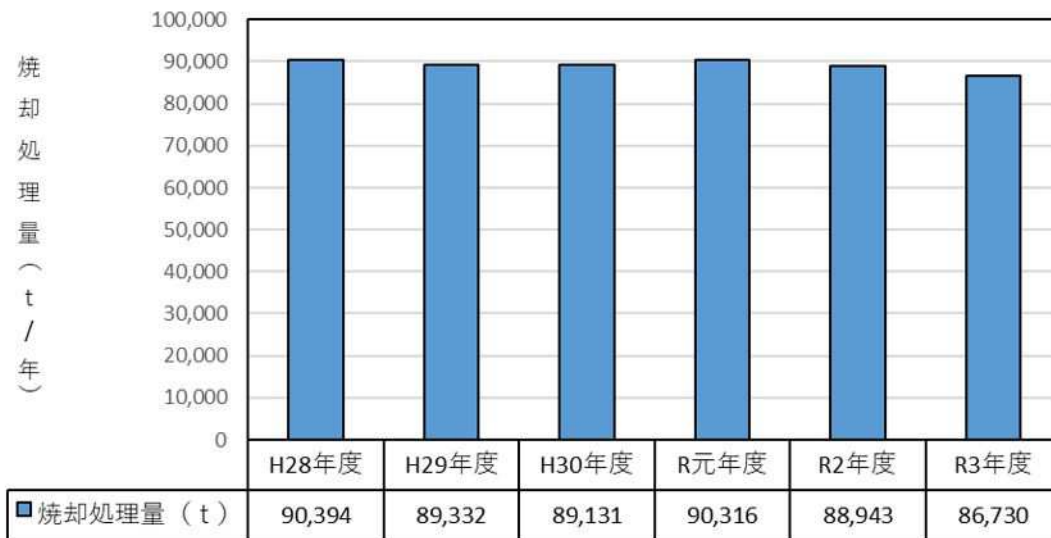
また、令和2年度及び令和3年度で集団回収量は大きく減少しており、令和3年度は平成28年度と比較して1,374 t/年減少しています。これは、コロナウイルス感染拡大の影響から、自治会等による集団回収の取組が手控えられたことが原因と考えます。



図は、資源化量の推移

## ② 焼却処理量

焼却処理量は、平成 28 年度は 90,394 t /年でしたが、令和 3 年度には 86,730 t /年となり、平成 28 年度と比較して 3,664 t /年（4.0%）減少しています。



図は、焼却処理量の推移

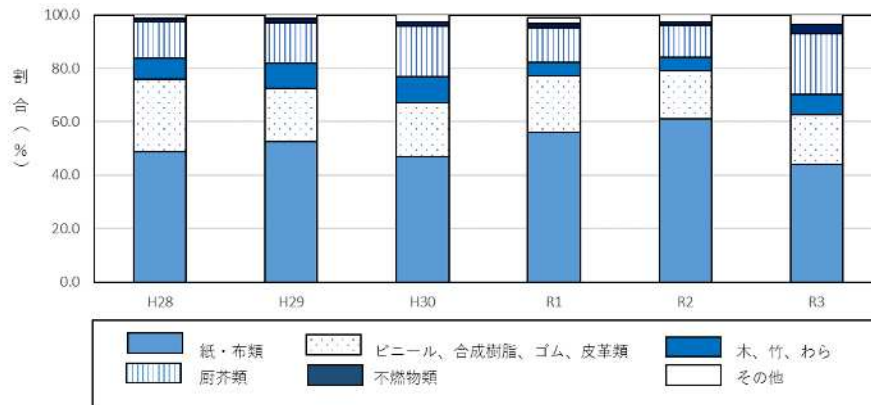
### ③ ごみの組成分析

津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかのごみの種類・組成における平均値は、紙・布類が全体の50%以上を占めています。

津市西部クリーンセンターの三成分の平均値は、水分と可燃分が同程度ですが、津市クリーンセンターおおたかでは、水分の方が可燃分より比較的多い結果となっています。

(単位：%)

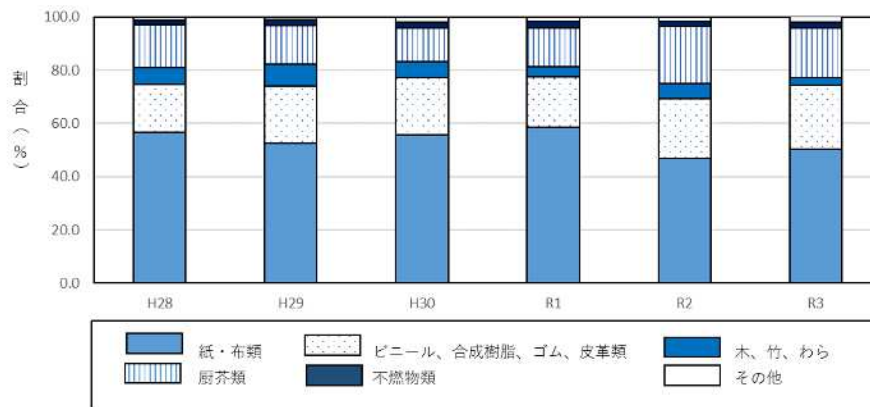
分析項目		H28	H29	H30	R1	R2	R3	平均値
ごみの組成種類	紙・布類	48.9	52.4	46.8	56.1	61.1	44.1	51.6
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	26.9	20.0	20.3	21.2	17.9	18.5	20.8
	木、竹、わら類	8.1	9.5	9.9	4.9	5.1	7.5	7.5
	厨芥類	13.4	15.1	18.9	12.9	12.0	22.9	15.9
	不燃物類	1.4	1.5	1.4	1.7	1.2	3.4	1.8
	その他	1.4	1.6	2.8	2.0	2.8	3.7	2.4
三成分	水分	49.2	46.2	48.5	45.8	44.4	46.3	46.7
	可燃分	34.8	46.0	46.3	48.3	48.9	46.8	45.2
	灰分	16.0	7.8	5.2	5.9	6.7	7.0	8.1



図は、津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移 (1号炉・乾ベース)

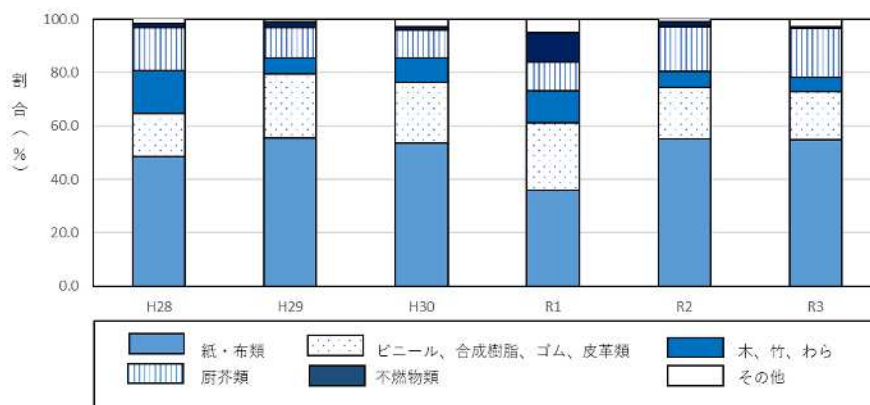
(単位：%)

分析項目		H28	H29	H30	R1	R2	R3	平均値
ごみ・ 組成 種類	紙・布類	56.6	52.7	55.7	58.7	46.8	50.5	53.5
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	18.0	21.4	21.5	18.9	22.6	23.9	21.1
	木、竹、わら類	6.5	8.0	5.9	3.8	5.6	2.9	5.5
	厨芥類	15.9	14.8	12.6	14.3	21.3	18.4	16.2
	不燃物類	1.8	2.1	2.2	2.7	1.9	2.3	2.2
	その他	1.1	1.0	2.1	1.6	1.8	2.1	1.6
三 成 分	水分	46.0	46.2	47.6	45.8	47.5	46.2	46.6
	可燃分	45.4	46.0	46.8	48.3	47.4	48.0	47.0
	灰分	8.6	7.8	5.6	5.9	5.1	5.8	6.5



図は、津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移 (2号炉・乾ベース)  
(単位：%)

分析項目		H28	H29	H30	R1	R2	R3	平均値
ごみ・ 組成 種類	紙・布類	48.4	55.5	53.5	35.8	55.2	54.9	50.6
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	16.2	24.1	22.9	25.5	19.4	17.9	21.0
	木、竹、わら類	16.1	5.8	9.2	11.9	5.8	5.4	9.0
	厨芥類	16.2	11.6	10.2	10.6	16.9	18.5	14.0
	不燃物類	1.7	2.0	1.5	11.1	1.8	0.6	3.1
	その他	1.9	1.1	2.8	5.2	1.4	2.8	2.5
三 成 分	水分	50.1	54.0	52.8	41.9	50.7	53.0	50.4
	可燃分	42.0	38.9	42.5	44.1	43.7	42.0	42.2
	灰分	8.0	7.1	4.7	14.0	5.7	4.6	7.4



図は、津市クリーンセンターおたか 可燃ごみの種類・組成の推移 (乾ベース)

#### ④ 最終処分量

最終処分量は上昇傾向であり、令和3年度の最終処分量 1,570 t/年は、平成28年度と比較して、144t/年の増加となっています。

また、この数値は施策実施時の令和3年度推計値 1,387t/年と比較しても、183t/年多くなっています。



図は最終処分量の推移

最終処分量をごみ由来別にみると、資源ごみ由来及び金属ごみ由来の埋立量が平成28年度以降増加しており、令和3年度の資源ごみ由来の埋立量 712 t/年、金属ごみ由来の埋立量 494 t/年は、平成28年度と比較して、それぞれ資源ごみ由来の埋立量が 154 t/年、金属ごみ由来の埋立量が 182 t/年増加しています。

令和2年度及び令和3年度の最終処分量が増加した要因としては、令和2年度は、家庭からの金属ごみと不燃ごみの排出量が多く、それに伴って最終処分量が増加したと考えます。また、令和3年度は、金属ごみと不燃ごみの排出量が令和2年度と比較して少ないものの、最終処分量が多いことから、陶器やガラス類等の焼却や資源化が出来ないごみが多く排出されたと考えます。

また、資源化由来の埋立量が増加した要因としては、資源化出来ない化粧品のびんやガラス等が家庭からの排出の段階で混入したことが要因であると考えます。

表は、中間処理（破碎選別・資源化）量の推移

(単位：t)

区分		H28	H29	H30	R1	R2	R3
中間処理 (破碎選別・資源化)量	1 不燃ごみ	3,276	2,320	2,606	2,670	3,234	2,971
	2 金属ごみ	2,743	3,574	3,922	4,263	5,189	4,387
	3 罹災ごみ	0	0	0	0	0	0
	4 土砂	81	109	140	238	329	308
	5 資源ごみ	5,820	5,802	5,749	5,486	5,864	5,658
	合計	11,920	11,805	12,417	12,657	14,616	13,324
資源化物	1 不燃ごみ	192	260	209	174	201	111
	2 金属ごみ	1,660	1,739	1,692	1,769	2,256	1,795
	3 罹災ごみ	0	0	0	0	0	0
	4 土砂	81	109	140	238	329	308
	5 資源ごみ	3,968	3,312	3,321	3,315	3,276	3,335
	小計	5,901	5,420	5,362	5,496	6,062	5,549
焼却物	1 不燃ごみ	2,528	1,783	2,156	2,244	2,699	2,495
	2 金属ごみ	771	1,449	1,864	2,087	2,440	2,099
	3 罹災ごみ	0	0	0	0	0	0
	4 土砂	0	0	0	0	0	0
	5 資源ごみ	1,294	1,770	1,669	1,471	1,857	1,611
	小計	4,593	5,002	5,689	5,802	6,996	6,205
埋立物	1 不燃ごみ	556	277	241	252	333	364
	2 金属ごみ	312	386	366	407	494	494
	3 罹災ごみ	0	0	0	0	0	0
	4 土砂	0	0	0	0	0	0
	5 資源ごみ	558	720	759	700	731	712
	小計	1,426	1,383	1,366	1,359	1,558	1,570
最終処分率 (%)		1.4	1.3	1.3	1.3	1.5	1.6

## ⑤ ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成 28 年度は 4,572,843 千円/年でしたが、令和 3 年度には、4,665,544 円となり、平成 28 年度と比較し 92,701 千円/年 (2.0%) 増加しています。

1 人当たり年間ごみ処理経費は、平成 28 年度は 16.409 千円/年でしたが、令和 3 年度には 17.105 千円/年となり、平成 28 年と比較して 0.696 千円/年増加しています。

特に、市内のごみ排出量が減少しているのにも関わらず、収集運搬の委託料が増加しているのは、運転手や作業員の労務単価が上昇したこと、ガソリンや軽油、重油等の燃料単価が上昇したことが主な要因です。

中間処理委託費が令和 2 年度から令和 3 年度に 229,633 千円増加したのは、焼却施設の定期的な整備点検業務があったこと、資源化破碎処理施設の運転業務委託の仕様を一部変更したことが主な要因です。

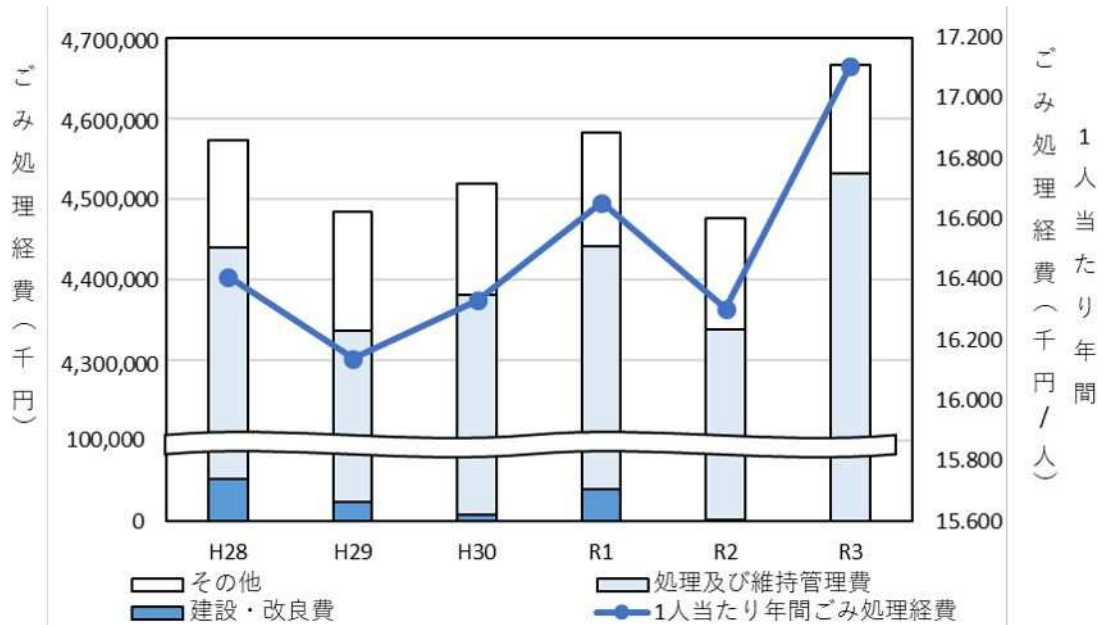
また、人口も減少していることから、1 人当たりの年間ごみ処理経費が増加しています。



表及び図は、ごみ処理経費の推移

(単位：千円)

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	23,868	7,619	0	1,518	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	38,920	0	0	
		その他	52,724	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0	0		
小計		52,724	23,868	7,619	38,920	1,518	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	284,820	265,096	267,097	241,650	251,123	249,569	
		技能職	収集運搬	267,828	265,338	276,964	276,737	269,407	263,835
			中間処理	30,531	31,126	31,722	31,253	38,055	48,781
			最終処分	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	28,841	33,789	37,406	26,298	28,738	26,602	
		中間処理費	270,219	309,434	355,525	310,285	271,590	246,214	
		最終処分費	51,880	52,463	49,785	62,151	49,381	52,347	
	車両等購入費	0	4,544	9,779	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	1,678,139	1,705,589	1,721,032	1,757,216	1,810,413	1,829,757	
		中間処理費	1,553,436	1,446,288	1,416,159	1,498,819	1,417,163	1,646,798	
		最終処分費	220,676	199,283	206,687	198,028	199,577	167,721	
		その他	0	0	0	0	0	0	
	調査研究費	0	0	0	0	0	0		
小計		4,386,370	4,312,950	4,372,156	4,402,437	4,335,447	4,531,624		
その他		133,749	146,360	138,131	140,300	138,439	133,920		
合計		4,572,843	4,483,178	4,517,906	4,581,657	4,475,404	4,665,544		
1人当たり年間ごみ処理経費		16.409	16.138	16.330	16.654	16.302	17.105		



## 6 ごみ処理実績の評価

### (1) 計画目標値の達成状況

令和3年度の1人1日当たりのごみ排出量は、計画推計値より、2g/人・日少ない988g/人・日となっており、目標値を達成していますが、リサイクル率については、22.1%となっており、目標値である26.8%より4.7%少なく目標を達成出来ていません。特に、燃やせるごみに含まれている資源化可能な、紙類・布類や容器包装プラスチックが適切に分別されず、焼却処分されていることが原因と考えます。

表は計画の目標値と実績値との比較

指 標	平成28年度 基準年度	令和3年度 施策実施時推計値	令和3年度 実績値	達成 状況	比較結果
1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））	1,003g/人・日	990g/人・日	988g/人・日	○	2g/人・日減少
リサイクル率	23.3%	26.8%	22.1%	×	4.7ポイント減少
最終処分量	1,426t/年	1,387t/年	1,570t/年	×	183t/年増加

表は1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を除く）の目標値達成状況

単位：g/人日

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	1,006	1,008	1,002	995	990
実績値	991	992	1,008	1,008	988

表はリサイクル率の目標値達成状況

単位：%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	23.6	23.6	24.7	25.8	26.8
実績値	22.3	21.7	22.1	22.9	22.1

## (2) 類似団体との比較評価

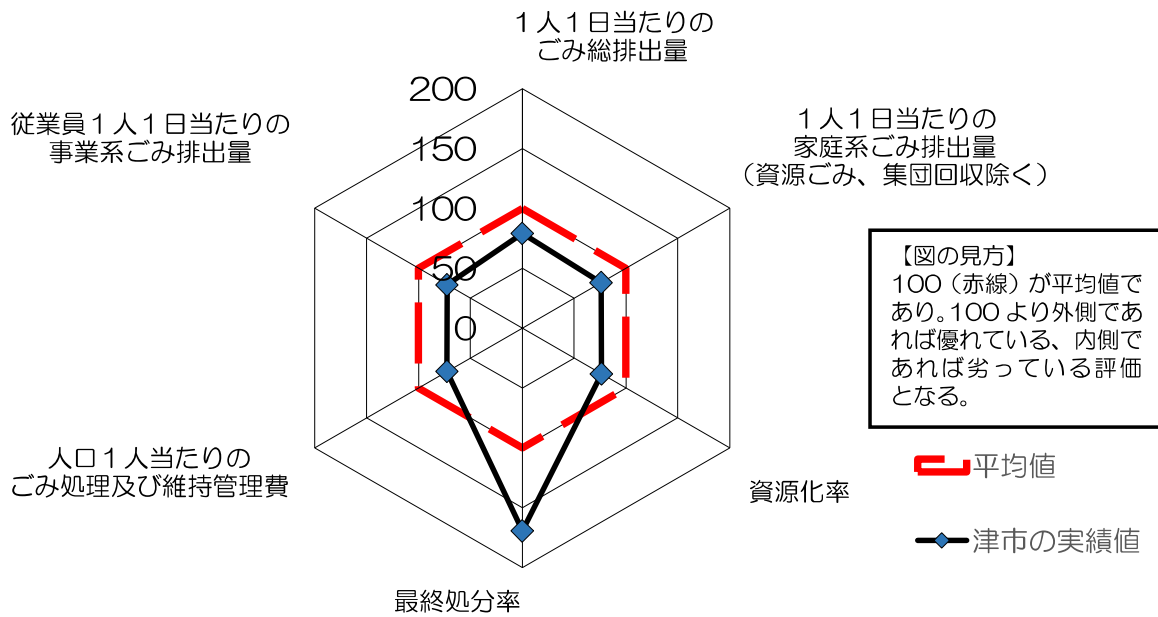
表は、各評価項目の計算結果

市町村名	1人1日当たり のごみ総排出量		1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量 (資源ごみ、 集回回収量除く)		資源化率		最終処分率		人口1人当たり のごみ処理及び 維持管理費		従業員1人1日 当たりの事業系ご み排出量	
	g/人・日	指数	g/人・日	指数	%	指数	%	指数	円/人	指数	g/人・日	指数
津市	998	79	585	76	18.8	76	1.6	169	16,506	72	574	72
釧路市	1,128	63	581	77	17.6	72	10.6	▲4	14,223	90	843	13
苫小牧市	1,135	63	447	105	31.3	127	11.5	▲22	11,439	112	1,201	▲67
ひたちなか市	975	82	672	58	14.8	60	3.4	134	7,717	140	477	94
上尾市	757	108	556	82	16.7	68	8.6	34	11,486	111	195	157
新座市	762	108	474	100	24.9	101	3.4	134	10,561	118	342	124
久喜市	818	101	496	95	26.5	108	2.2	158	15,134	83	334	126
市川市	777	106	470	101	20.1	82	9.6	15	12,202	106	416	108
松戸市	772	107	408	114	24.4	99	9.3	21	11,070	114	435	103
野田市	726	112	447	105	23.1	94	5.9	86	10,084	122	336	125
佐倉市	814	101	560	82	18.6	76	3	142	8,634	133	338	125
習志野市	917	89	546	85	20.7	84	2.6	150	14,257	90	604	66
市原市	922	88	610	71	17.7	72	5.7	90	10,878	116	479	94
流山市	804	103	433	108	24.4	99	2.8	146	12,136	106	492	91
八千代市	772	107	507	93	16.2	66	5.8	88	12,668	102	392	113
浦安市	902	91	488	97	18.9	77	5.4	96	14,708	86	644	57
立川市	666	119	376	120	35.5	144	0	200	17,060	68	198	156
三鷹市	697	116	376	120	31.3	127	0	200	11,757	109	239	147
府中市	681	118	372	121	30.4	124	0	200	13,596	95	220	151
調布市	715	113	384	119	34.6	141	0	200	11,607	110	213	153
町田市	757	108	482	98	24.6	100	0	200	13,787	93	293	135
小平市	673	119	430	109	29.3	119	3.3	136	16,888	69	147	167
日野市	631	124	372	121	32.5	132	0	200	12,506	103	157	165
東村山市	679	118	411	113	36.4	148	0	200	14,778	86	174	161
西東京市	672	119	373	121	33.9	138	0	200	15,978	76	200	156
鎌倉市	906	90	362	123	52.6	214	0	200	19,357	50	591	69
藤沢市	812	102	439	107	29.9	122	0.1	198	14,419	89	437	103
秦野市	808	102	473	100	29.4	120	5.3	98	12,845	101	318	129
松阪市	991	80	639	65	10.1	41	15.1	▲91	10,676	117	572	73
宇治市	742	110	447	105	18.1	74	14.9	▲87	11,567	111	380	116
和泉市	849	97	426	110	12.5	51	10.9	▲10	10,659	118	732	37
伊丹市	836	99	403	115	17.8	72	10.8	▲8	8,037	138	707	43
川西市	844	98	462	102	25.4	103	1.7	167	14,870	85	541	80
宇部市	963	83	485	97	27.9	113	10.8	▲8	12,548	103	859	9
徳島市	1,006	78	557	82	13.9	57	17.2	▲132	16,142	75	671	51
平均値※1	821	100	470	100	24.8	100	5.3	100	12,832	100	446	100

[資料：令和3年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

※1：平均値は津市を除いた類似自治体35市の値

※指数値は100が平均値であり、100よりも大きければ平均より優れている、小さければ劣っている評価となります。



[資料：令和3年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図は、一般廃棄物処理システム比較分析結果（津市）

本市のごみ処理について類似自治体34市と比較分析を行った結果、最終処分率を除く全ての項目において平均値を下回る結果となっています。

表は、評価結果の比較（令和3年度実績での評価比較）

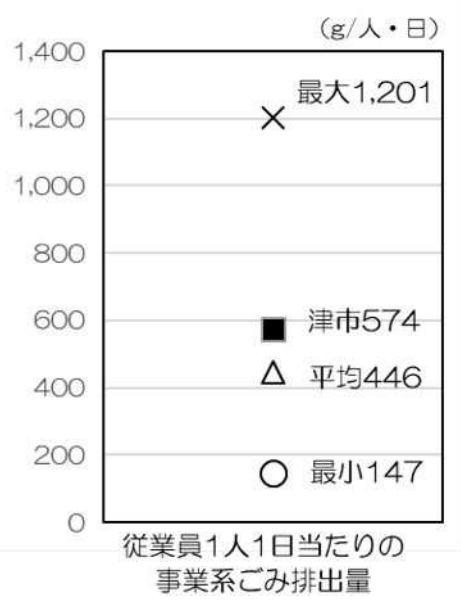
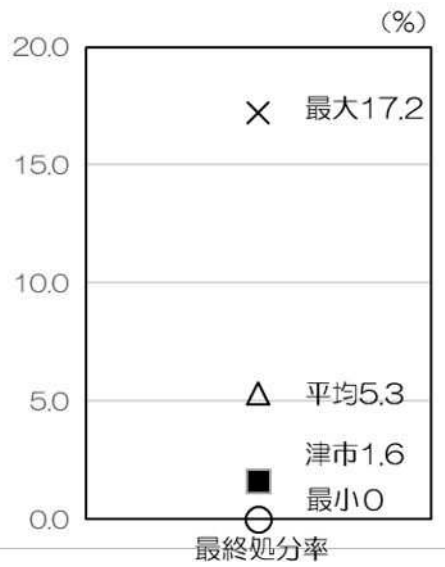
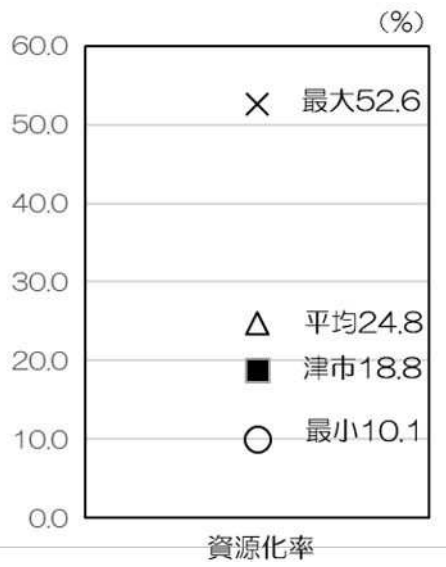
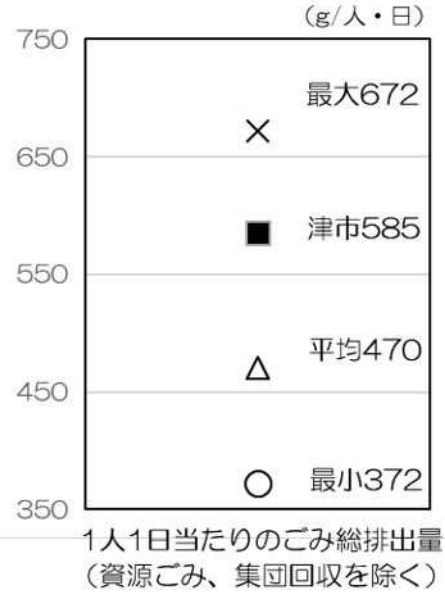
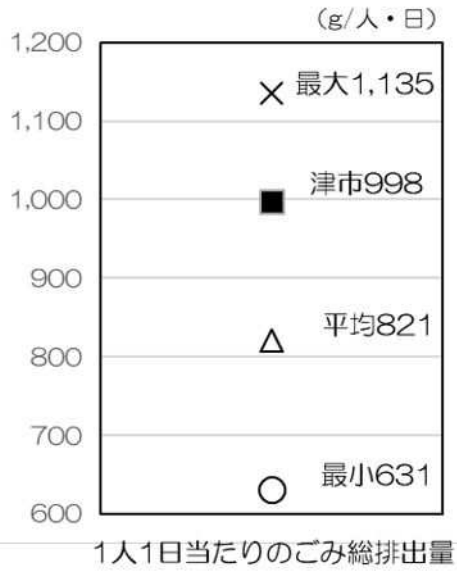
評価項目	各数値	比較結果
1人1日当たりのごみ総排出量	津市：998g/人・日 平均値：821g/人・日	・1人1日当たりのごみ総排出量は、平均値と比較して177g多い。
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団回収除く)	津市：585g/人・日 平均値：470g/人・日	・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平均値と比較して115g多い。
資源化率 <sup>※1</sup>	津市：18.8% 平均値：24.8%	・資源化率は、平均値と比較して6.0ポイント低い。
最終処分率	津市：1.6% 平均値：5.3%	・最終処分率は、平均値と比較して3.7ポイント少ない。
人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費 <sup>※2</sup>	津市：16,506円/人・年 平均値：12,832円/人・年	・人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費は、平均値と比較して3,674円高い。
従業員1人1日当たりの事業系ごみ排出量 <sup>※3</sup>	津市：574g/人・日 平均値：446g/人・日	・従業員1日当たりの事業系ごみ排出量は、平均値と比較して128g多い。

※1：焼却灰のセメント原料化等を除くため、令和3年度の資源化率22.1%と異なります。

※2：建設・改良費を除くため、令和3年度の1人当たり年間ごみ処理経費17,105円と異なります。

※3：令和3年度事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）574gは、本市で推計した令和3年度の従業員数を用いて算出しているため、547gと異なります。

[資料：令和3年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]



## 7 ごみ処理の課題整理

別添対比表のとおり

## 8 取り組む施策

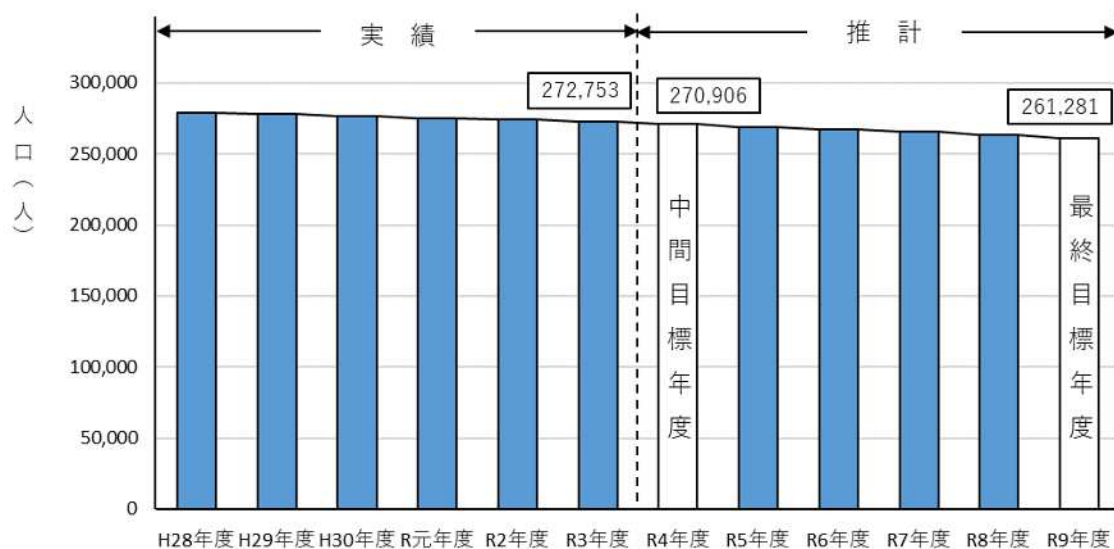
別添対比表のとおり

## 9 将来の予測

### (1) 人口の将来予測

令和4年度以降の人口は、上位計画である津市総合計画で示されている人口の減少率を採用します。

将来人口は令和4年度には平成28年度比で7,768人(2.8%)減少して270,906人に、令和9年度には平成28年度比で17,393人(6.2%)減少して261,281人となる見込みです。



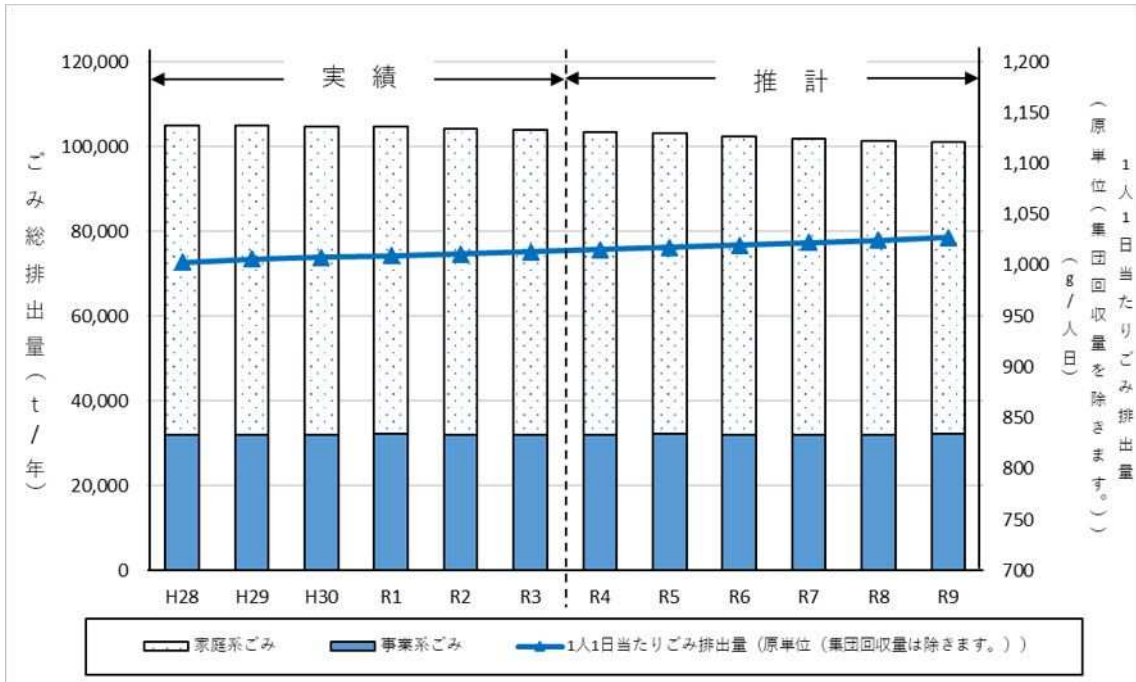
※平成29年度から31年度、平成33年度から36年度、平成38年度の人口は、「津市総合計画」記載の将来人口を用い、直線補間により算出しています。

図は人口の将来予測

## (2) ごみ総排出量の将来予測

今後、ごみの減量化や資源化を推進する施策を新たに実施しない場合、令和9年度における本市のごみ総排出量は101,072 t/年となり、平成28年度と比較して3,949 t/年(3.8%)減少すると予測します。これは本市の人口が今後減少していくことに起因しています。

また、令和9年度の1人1日当たりごみ排出量(原単位(集団回収量を除きます。))は1,027 g/人・日となり、平成28年度と比較して24 g/人・日(2.4%)増加すると予測します。



図は、現状推移時の将来予測

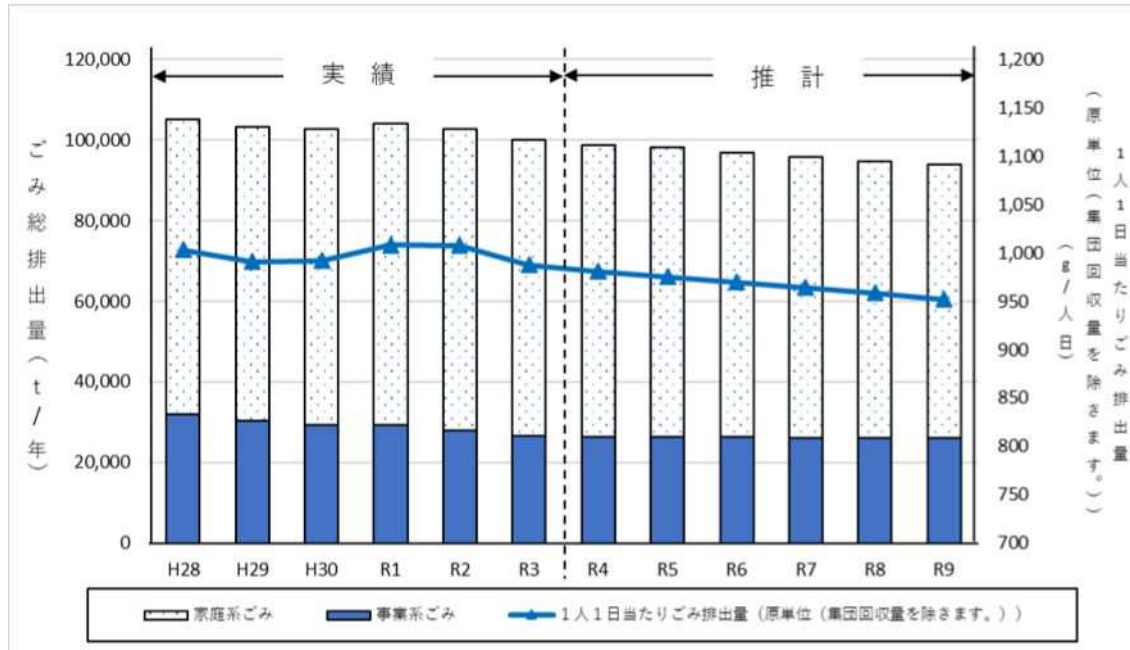
表は、現状推移時の将来予測

項目	平成28年度	令和4年度 (中間目標年度)	令和9年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	103,312	101,072
家庭系ごみ量 (t)	73,081	71,192	68,864
事業系ごみ量 (t)	31,940	32,120	32,208
資源化量 (t)	24,433	24,294	23,649
焼却処理量 (t)	90,394	89,318	87,539
最終処分量 (t)	1,426	1,385	1,339
1人1日当たりごみ排出量 (原単位(集団回収量を除きます。)) (g/人日)	1,003	1,015	1,027
リサイクル率 (%)	23.3	23.5	23.4
最終処分率 (%)	1.4	1.3	1.3

### (3) 施策実施時の将来予測

令和9年度における本市のごみ総排出量は93,847 t/年となり、平成28年度と比較して11,174 t/年(10.6%)減少すると予測します。

令和9年度の1人1日当たりのごみ排出量(原単位(集団回収量を除きます。))は952 g/人・日となり、平成28年度と比較して51 g/人・日(5.1%)減少すると予測します。



図は、施策実施時の将来予測

表は、施策実施時の将来予測

項目	平成28年度	令和4年度 (中間目標年度)	令和9年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	98,831	93,847
家庭系ごみ量 (t)	73,081	72,387	67,863
事業系ごみ量 (t)	31,940	26,444	25,983
資源化量 (t)	24,433	23,942	31,425
焼却処理量 (t)	90,394	83,731	69,953
最終処分量 (t)	1,426	1,384	1,314
1人1日当たりごみ排出量 (原単位(集団回収量を除きます。)) (g/人日)	1,003	981	952
リサイクル率 (%)	23.3	24.2	33.5
最終処分率 (%)	1.4	1.4	1.4



## 10 目標値

今後、本市が取り組む各施策における減量化や資源化等の効果から算出した数値を計画の目標年度における新たな目標値として設定します。

令和9年度における目標値は、「1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。）」、「リサイクル率」として表に示します。

表は、計画期間10年間における目標値

目標とする項目	平成28年度 (実績値)	令和4年度 (中間目標年度)	令和9年度 (目標年度)
1人1日当たりごみ排出量 (原単位(集団回収量を除きます。))	1,003 (g/人・日)	981 (g/人・日)	952 (g/人・日)
リサイクル率	23.3%	24.2%	33.5%

※令和3年度平均値（集団回収量を含む）

全国 1人1日当たりごみ排出量：890g/人・日 リサイクル率：19.9%

県内 1人1日当たりごみ排出量：938g/人・日 リサイクル率：20.0%

津市 1人1日当たりごみ排出量：998g/人・日 リサイクル率：22.1%

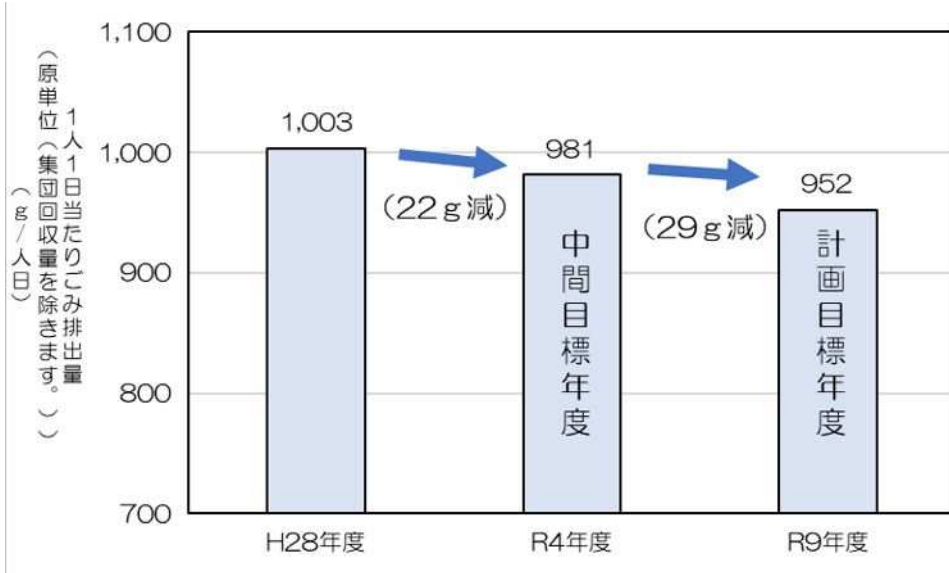
### (1) 目標達成に向けた取り組み

上記の目標を達成するために、市民及び事業所の協力のもと下記項目を達成することで、令和9年度の目標値を達成することが出来ます。

項目	施策	施策の効果				
		項目	H28年度	R3年度	R4年度	R9年度
家庭系ごみ	◆紙類の分別の徹底	燃やせるごみの内分別して資源化する紙ごみの割合	0%	0.2%	7.2%	16.45%
	◆布類の分別の徹底	燃やせるごみの内分別して資源化する布類の割合	0%	0.3%	2.0%	4.2%
	◆生ごみの減量化	水切りに取り組む世帯割合	0%	16.8%	22.4%	50%
		堆肥化に取り組む世帯割合	0%	0.66%	0.88%	2.0%
	◆容器包装プラスチックの分別の徹底	燃やせるごみの内分別して資源化する容器包装プラスチックの量	10kg/人年	9.8kg/年	10.8kg/人年	12kg/人年
◆食品ロスの削減	燃やせるごみの内削減する食品ロスの割合	0%	0%	0%	10%	
事業系ごみ	◆紙類の分別の徹底	燃やせるごみの紙ごみ（OA用紙）の内分別して資源化する紙ごみの割合	0%	0.6%	0.8%	1.9%
		燃やせるごみの雑紙（紙くず等）の内分別して資源化する紙ごみの割合	0%	5.4%	7.2%	16.5%
	◆生ごみの減量化	水切りによる減量化	0t	1.5%	2.0%	4.4%

(2) 1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））

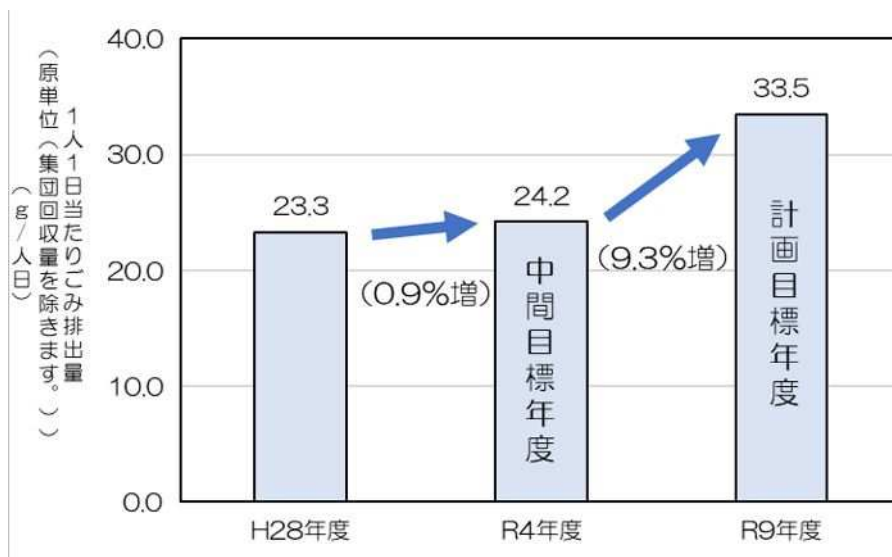
1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の目標値は、中間目標年度である令和4年度で981g/人・日、最終目標年度である令和9年度で952g/人・日とします。



図は、1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の目標値

(3) リサイクル率

リサイクル率の目標値は、中間目標年度である令和4年度で24.2%、最終目標年度である令和9年度で33.5%とします。



図は、リサイクル率の目標値

## 11 ごみ処理システム

ごみの分別及び収集においては、少子高齢化に伴い、市民ニーズが多様化している中、ごみの分別区分に対する市民の理解と協力により、ごみを適正かつ効率的に収集・運搬するとともに、津市リサイクルセンター、津市西部クリーンセンター、津市クリーンセンターおおたか及び津市一般廃棄物最終処分場にて安定的にごみ処理を行ってきました。

今後も、本計画期間における本市のごみ処理は、従来の方式を引き継ぎ行うことを基本とします。

## 12 分別・収集計画

別添対比表のとおり

市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるよう必要な体制を確保していく必要があることから、一般廃棄物収集運搬許可業者数は、今後の社会経済状況の変動や市内のごみ排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討をすることとし、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可にあたっては、ごみの排出量に応じて慎重に判断することとします。

また、本市の一般廃棄物の排出量は現在減少傾向であり、施策の実施等により、今後も減少していくことが想定されることから、許可の更新時において、過去2年間に一般廃棄物収集運搬の実績がない場合は、許可更新を認めない等の厳正な対応を行うこととします。

資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。

## 13 中間処理計画

別添対比表のとおり

## 14 最終処分計画

別添対比表のとおり

## 15 施設整備計画

別添対比表のとおり

## 生活排水処理について

### 16 生活排水処理形態別人口の推移

計画処理区域内人口は、平成28年度は280,710人で令和3年度の272,875人と比較しますと、7,835人減少していますが、水洗化・生活雑排水処理人口は、公共下水道及び合併処理浄化槽人口の増加により、平成28年度は234,496人に対し、令和3年度は252,754人と18,258人増加しています。

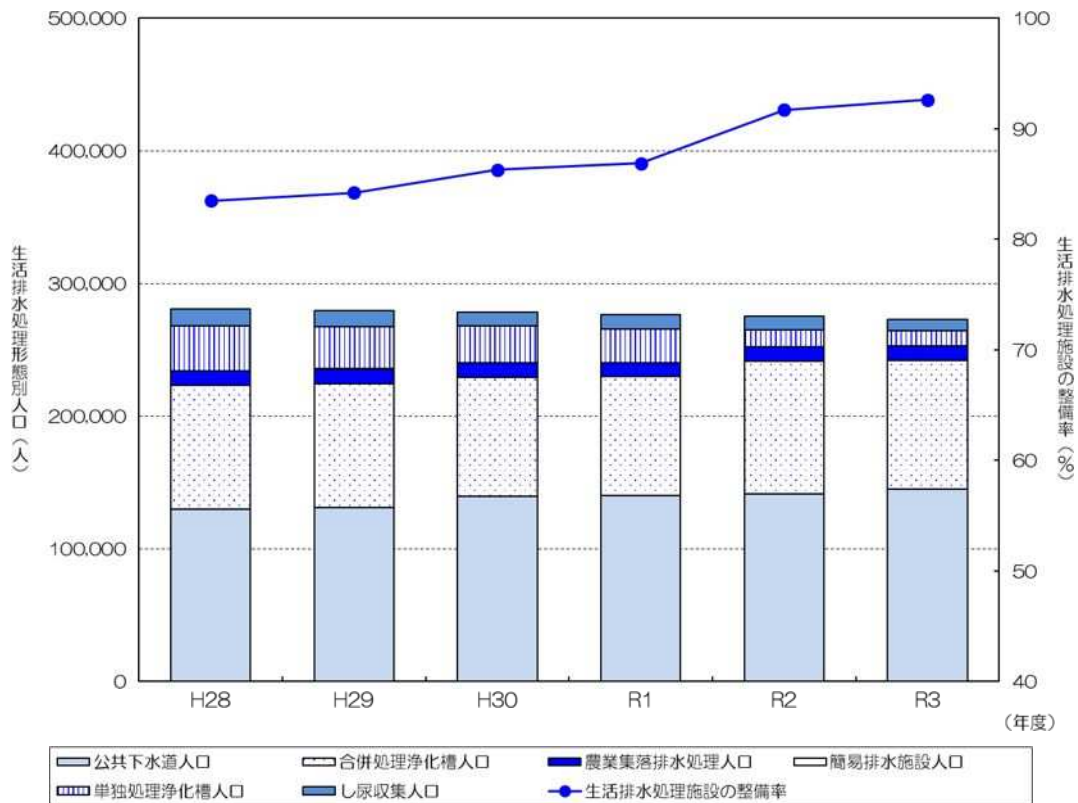
また、単独処理浄化槽人口は平成28年度33,401人で、令和3年度は11,882人と21,519人減少し、し尿収集人口は平成28年度12,813人、令和3年度は8,239人と4,574人減少しています。

生活排水処理施設の整備率は、平成28年度は83.5%、令和3年度は92.6%と9.1ポイント増加しています。

表は、生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

項目	年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度
1.計画処理区域内人口		280,710	279,857	278,440	276,855	275,238	272,875
2.水洗化・生活雑排水処理人口		234,496	235,756	240,292	240,540	252,446	252,754
(1) コミュニティプラント		0	0	0	0	0	0
(2) 公共下水道人口		130,034	130,931	139,438	140,074	141,307	144,952
(3) 合併処理浄化槽人口		93,417	93,814	89,898	89,628	100,374	97,098
(4) 農業集落排水処理人口		10,989	10,955	10,900	10,782	10,720	10,663
(5) 簡易排水施設人口		56	56	56	56	45	41
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		33,401	31,661	27,594	25,054	12,498	11,882
4.非水洗化人口		12,813	12,440	10,554	11,261	10,294	8,239
(1) し尿収集人口		12,813	12,440	10,554	11,261	10,294	8,239
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0
生活排水処理施設の整備率		83.5%	84.2%	86.3%	86.9%	91.7%	92.6%



図は、生活排水処理形態別人口の推移

## 1.7 合併処理浄化槽設置の補助制度等

### (1) 合併処理浄化槽設置の補助制度

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全、快適な都市環境の形成を促進するため、下水道予定処理区域内において下水道の供用が開始されるまでの間に浄化槽を設置される者等に、設置費用の一部に補助金を交付しています。合併処理浄化槽設置に当たっての補助金額は下表のとおりとなっており、浄化槽の人槽によって区分しています。

また、平成28年度から令和3年度までの補助交付の実績は下表のとおりで、交付実績は減少傾向となっています。

表は、合併処理浄化槽設置時の補助金額

浄化槽の人槽	補助金額	
	転換	新規
5	332,000 円	84,000 円
7	414,000 円	103,000 円
10	548,000 円	138,000 円

転換：既存排水設備から合併処理浄化槽への切り替え、既存家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置

新規：新築による合併処理浄化槽の設置（更地の状態）、既存合併処理浄化槽から新たな合併処理浄化槽の設置

表は、浄化槽設置整備事業補助交付の実績（平成28年度～令和3年度）

浄化槽の人槽	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
5人槽	92	13,680,000	82	11,600,000	69	11,004,000
7人槽	49	12,511,000	40	8,474,000	22	5,065,000
10人槽	5	1,510,000	1	548,000	1	548,000
計	146	27,701,000	123	20,622,000	92	16,617,000
単独浄化槽撤去費補助	19	1,710,000	20	1,800,000	14	1,260,000
転換に伴う配管費補助	50	3,000,000	34	2,040,000	31	1,860,000
計	69	4,710,000	54	3,840,000	45	3,120,000
合計	32,411,000		24,462,000		19,737,000	
浄化槽の人槽	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
5人槽	62	8,184,000	56	7,484,000	47	5,684,000
7人槽	24	4,649,000	17	4,274,000	23	4,235,000
10人槽	1	548,000	0	0	0	0
計	87	13,381,000	73	11,758,000	70	9,919,000
単独浄化槽撤去費補助	10	900,000	6	540,000	5	450,000
転換に伴う配管費補助	20	1,200,000	22	1,320,000	13	780,000
計	30	2,100,000	28	1,860,000	18	1,230,000
合計	15,481,000		13,618,000		11,149,000	

## (2) 市営浄化槽事業

本市の市営浄化槽事業は、市民が衛生的で快適な生活を営むとともに、河川の水質保全を図るため、市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行い、浄化槽の早期普及と適正な維持管理を確保するために、平成27年4月から実施しています。

### ア 対象区域

下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域以外の区域を対象とします。

### イ 対象事業

浄化槽で受入可能な排水を排出する建物とし、専用住宅、共同住宅、併用住宅、集会場、店舗、事業所、学校、病院など100人槽以下の浄化槽を対象とします。

なお、下水道事業基本計画の見直しの中で、対象となる人槽の見直しを検討中です。

## 18 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

し尿の収集・運搬量は、平成28年度から令和3年度にかけて2,036kL/年(14.3%)減少し、浄化槽汚泥の収集・運搬量は、平成28年度から令和3年度にかけて3,704kL/年(4.5%)増加しています。

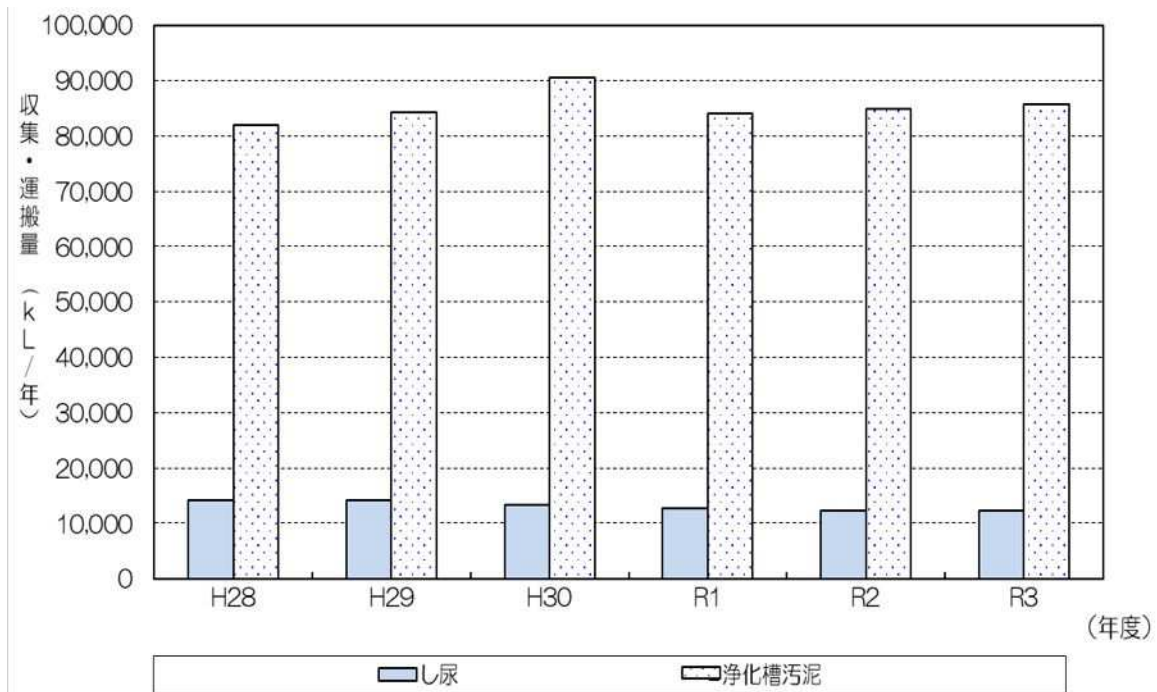
し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量には、一般家庭だけでなく事業所も含み、

槽の撤去、槽の転換・新規設置及び下水道への接続の際に、槽の最終清掃分のし尿及び浄化槽汚泥が含まれるため、横ばい状態となっています。

今後、人口減少及び下水道への接続件数は年々増加していく傾向であるため、長期間で緩やかに減少していくものと推測します。

表は、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

項目	年度 単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		し尿収集人口	人	12,813	12,440	10,554	11,261
浄化槽人口	人	126,818	125,475	117,492	114,682	112,872	108,980
計	人	139,631	137,915	128,046	125,943	123,166	117,219
し尿	kL/年	14,275	14,252	13,401	12,679	12,245	12,239
	kL/日	39.11	39.05	36.72	34.64	33.55	33.53
	L/人日	3.05	3.14	3.48	3.08	3.26	4.07
浄化槽汚泥	kL/年	81,909	84,324	90,543	83,932	84,861	85,613
	kL/日	224.41	231.02	248.06	229.32	232.50	234.56
	L/人日	1.77	1.84	2.11	2.00	2.06	2.15
計	kL/年	96,184	98,576	103,944	96,611	97,106	97,852
	kL/日	263.52	270.07	284.78	263.96	266.04	268.09
	L/人日	1.89	1.96	2.22	2.10	2.16	2.29



図は、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

## 19 収集・運搬状況

し尿くみ取り及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、令和3年度末は許可業者の計103台の車両にて、収集・運搬車両を行っています。

表は、収集・運搬の状況（令和3年度末）

し 尿				浄化槽汚泥			
形態	収集・運搬車両		収集頻度	形態	収集・運搬車両		収集頻度
	積載量 (kg)	台数 (台)			積載量 (kg)	台数 (台)	
許可	1,650	1	不定期	許可	1,650	1	不定期
	1,700	1			1,700	1	
	1,800	24			1,800	24	
	1,850	5			1,850	5	
	2,350	2			2,350	2	
	2,420	1			2,420	1	
	2,480	1			2,480	1	
	2,500	1			2,500	1	
	2,570	1			2,570	1	
	2,580	1			2,580	1	
	2,700	4			2,700	4	
	2,750	1			2,750	1	
	2,800	1			2,800	1	
	3,000	8			3,000	8	
	3,400	2			3,400	2	
	3,500	4			3,500	4	
	3,600	3			3,600	3	
	3,650	5			3,650	5	
	3,700	10			3,700	10	
	3,750	5			3,750	5	
	3,850	1			3,850	1	
	4,120	1			4,120	1	
	5,200	1			5,200	1	
	7,200	1			7,200	1	
	8,250	1			8,250	1	
	9,000	1			9,000	1	
9,100	1	9,100	1				
9,300	1	9,300	1				
9,500	4	9,500	4				
9,600	1	9,600	1				
9,800	1	9,800	1				
9,900	1	9,900	1				
10,000	3	10,000	3				
10,100	3	10,100	3				
10,420	1	10,420	1				
計		103	計		103		



## 20 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績

生活排水処理経費は、平成28年度から令和2年度にかけて、年間約6億8,000万円から約6億1,600万円と約6,400万円減少しています。

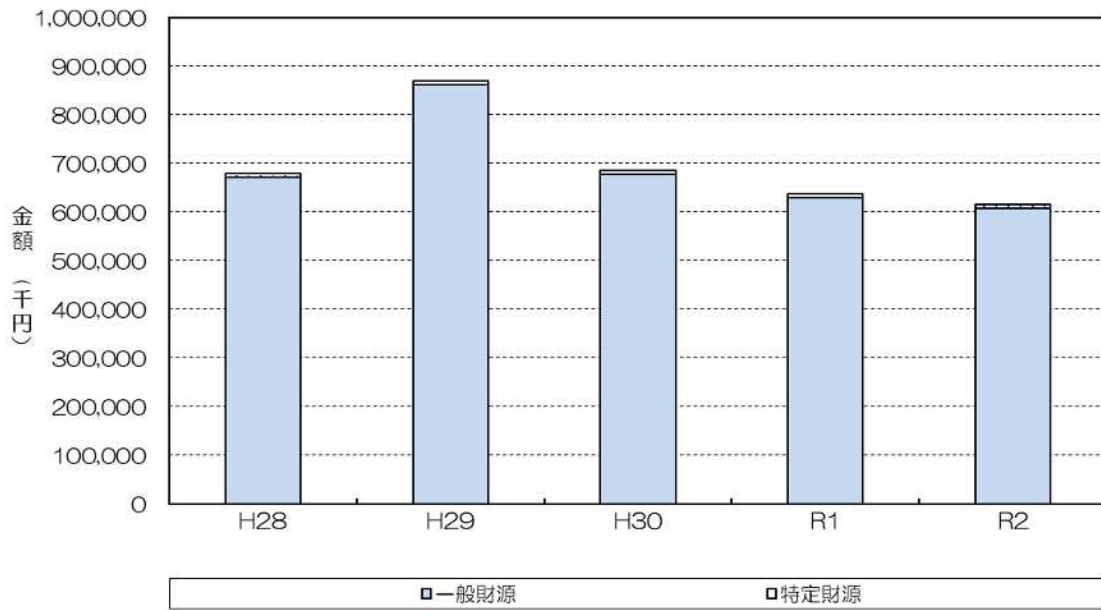
また、1kL当たりの処理経費も同様に7,073円から6,347円と726円減少しています。

表は、し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績

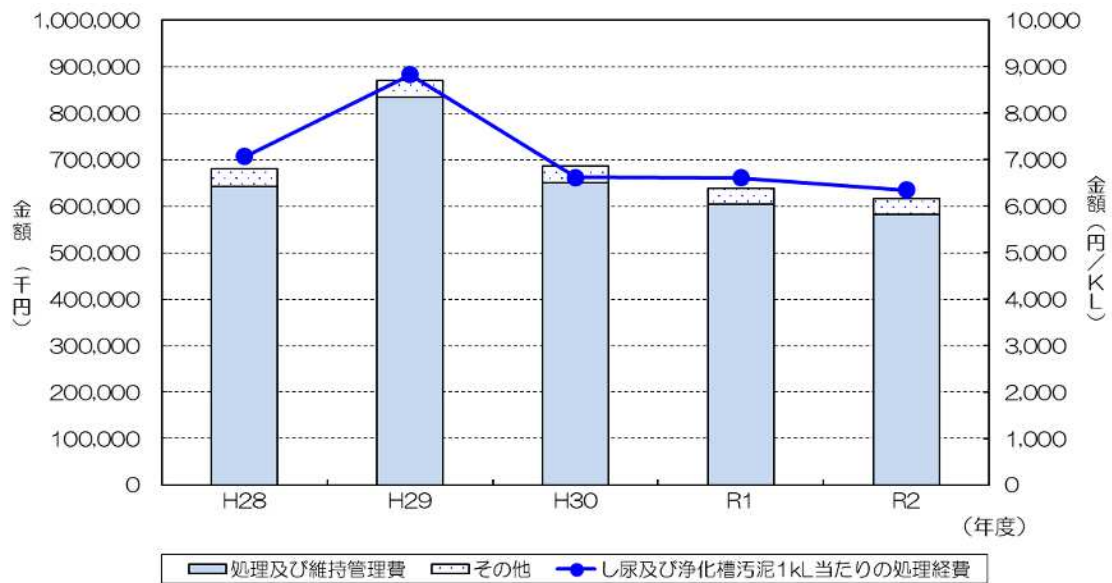
(単位：千円)

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財源内訳	680,298	870,341	686,572	638,395	616,311	700,495
特定財源	8,454	8,658	9,167	8,547	8,531	8,518
国庫支出金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0
使用料及び手数料	8,454	8,658	9,167	8,547	8,531	8,518
その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	671,844	861,683	677,405	629,848	607,780	691,977
支出内訳	680,298	870,341	686,572	638,395	616,311	700,495
建設改良費	0	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0	0
処理費及び維持管理費	643,443	835,674	650,759	603,902	581,717	665,883
人件費	53,399	64,504	65,343	79,850	69,493	75,063
技 能 員						
収集運搬	0	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0	0
処理費	145,248	167,303	176,547	166,542	147,513	166,445
収集運搬費	0	0	0	0	0	0
中間処理費	145,248	167,303	176,547	166,542	147,513	166,445
最終処分費	0	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0	0
委託費	444,796	603,867	408,869	357,510	364,711	424,375
収集運搬費	1,296	1,312	1,264	1,144	1,325	1,398
中間処理費	439,502	598,291	403,281	352,389	359,502	419,189
最終処分費	3,816	3,920	4,220	3,940	3,828	3,774
その他	182	344	104	37	56	14
組合分担金	0	0	0	0	0	0
その他	-	-	-	-	-	-
調査研究費	0	0	0	0	0	0
その他	36,855	34,667	35,813	34,493	34,594	34,612
収集・運搬量 (KL)	96,184	98,576	103,656	96,611	97,106	94,074
1kL当たりの処理経費 (円/kL)	7,073	8,829	6,624	6,608	6,347	7,446

[資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果]



図は、し尿及び浄化槽汚泥の処理経費財源の内訳



図は、し尿及び浄化槽汚泥の処理経費支出の内訳

## 21 目標の達成状況及び見通し

生活排水処理施設の整備率は、実績値が計画値を上回って推移しており、令和3年度の実績値は92.6%で、計画値よりも4.6ポイント高くなっています。

表は、生活排水処理施設の整備率の状況

(単位：人)

項目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1.計画処理区域内人口		288,333	280,710	278,831	279,857	276,953	278,440	275,074	276,855	273,194	275,238	271,317	272,875
2.水洗化・生活雑排水処理人口		240,098	234,496	235,336	235,756	236,175	240,292	237,015	240,540	237,853	252,446	238,693	252,754
(1) コミュニティプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 公共下水道人口		123,702	130,034	133,784	130,931	137,533	139,438	141,283	140,074	145,032	141,307	148,782	144,952
(3) 合併処理浄化槽人口		103,838	93,417	90,590	93,814	87,762	89,898	84,935	89,628	82,107	100,374	79,280	97,098
(4) 農業集落排水処理人口		12,497	10,989	10,907	10,955	10,825	10,900	10,743	10,782	10,661	10,720	10,578	10,663
(5) 簡易排水施設人口		61	56	55	56	55	56	54	56	53	45	53	41
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		25,020	33,401	31,408	31,661	29,415	27,594	27,423	25,054	25,430	12,498	23,437	11,882
4.非水洗化人口		23,215	12,813	12,088	12,440	11,362	10,554	10,637	11,261	9,911	10,294	9,186	8,239
(1) し尿収集人口		23,215	12,813	12,088	12,440	11,362	10,554	10,637	11,261	9,911	10,294	9,186	8,239
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理施設の整備率		<b>83.3%</b>	<b>83.5%</b>	<b>84.4%</b>	<b>84.2%</b>	<b>85.3%</b>	<b>86.3%</b>	<b>86.2%</b>	<b>86.9%</b>	<b>87.1%</b>	<b>91.7%</b>	<b>88.0%</b>	<b>92.6%</b>
旧計画値との乖離		-	+0.2 ポイント	-	-0.2 ポイント	-	+1.0 ポイント	-	+0.7 ポイント	-	+4.6 ポイント	-	+4.6 ポイント

## 22 生活排水処理の課題

生活排水処理の状況を踏まえ、計画目標年度である令和9年度までに解決すべき課題を以下に示します。

### (1) 生活排水処理の促進

生活排水処理施設の整備率は、令和3年度で92.6%となっており、そのほとんどが公共下水道及び合併処理浄化槽によるものです。

生活排水処理率を上げていくため、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）及び非水洗化人口（し尿収集人口）から水洗化・生活雑排水処理人口への転換を促進することが重要です。

### (2) 市営浄化槽事業の推進

公共下水道及び農業集落排水処理区域以外の区域におけるし尿及び生活雑排水は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取りで処理されています。単独処理浄化槽、し尿くみ取りによる処理では、未処理の生活雑排水が河川等の公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。

水質保全のため、単独処理浄化槽、し尿くみ取りによる処理を継続している世帯には、合併処理浄化槽への転換を促すことが重要です。

生活排水処理アクションプログラムの見直しにより定めた、公共下水道区域や農業集落排水処理区域などの集合処理区域を除く市営浄化槽区域において、生活排水処理の促進が必要です。

### (3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道の普及等とともに、し尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換が促される中、その量は共に減少すると予測されます。したがって、それぞれの排出量に留意し、適正に収集が行える体制を維持することが必要です。

また、これまでの収集体制を維持しつつ、市民サービスの向上、衛生処理の徹底化を図る必要があります。

収集の効率化を図りながら、施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。

### 23 生活排水処理の将来予測

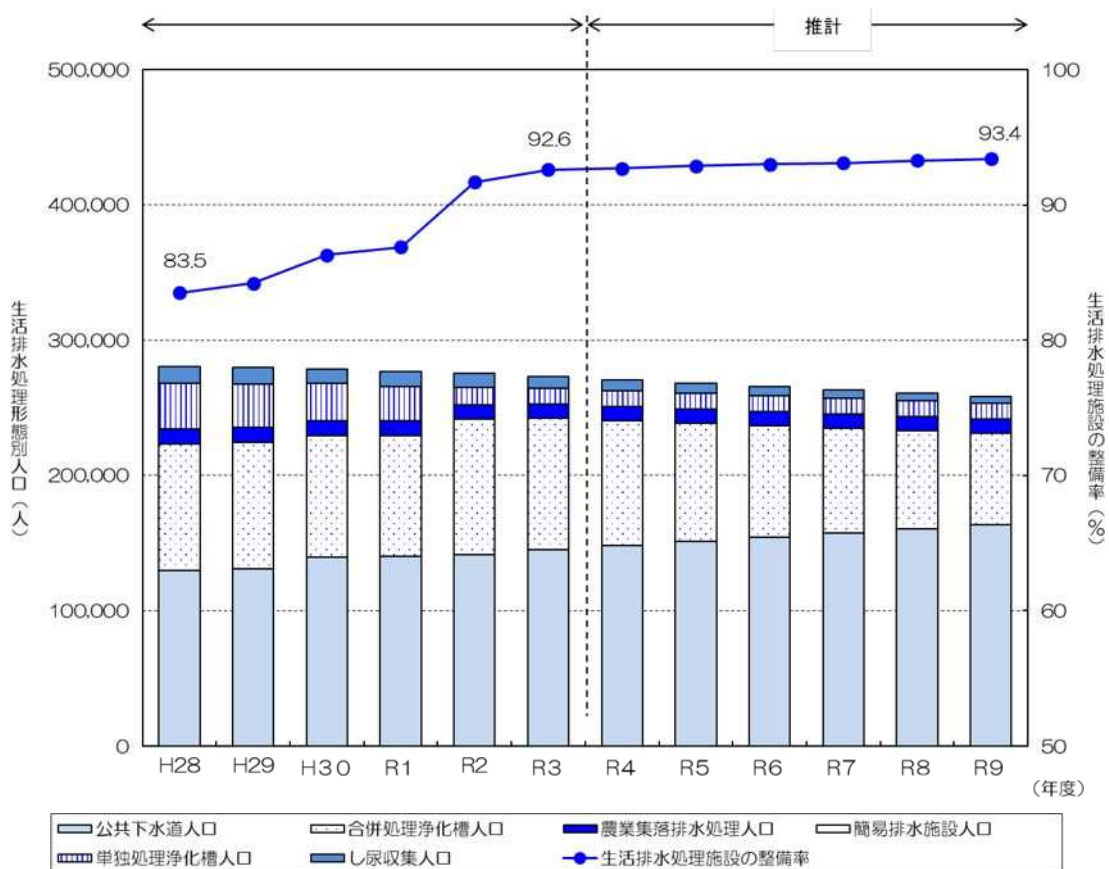
令和9年度の水洗化・生活雑排水処理人口は241,473人となり、平成28年度と比べて6,977人(3.0%)増加しています。

令和9年度の単独処理浄化槽人口は11,882人となり、平成28年度と比べて21,519人(64.4%)減少しています。し尿収集人口は5,229人となり、平成28年度と比べて7,584人(59.2%)減少しています。

令和9年度の生活排水処理率は93.4%となり、平成28年度と比べて9.9ポイント上昇しています。

なお、将来予測に関しては、令和4年度中に下水道事業基本計画の見直しが行われるため、修正の可能性はあります。

現時点では本計画に記載の令和9年度計画値を基本とし、令和3年度の実績値と直線補完で表しています。



図は、生活排水処理形態別人口の将来予測

表は、生活排水処理形態別人口の将来予測。

(単位：人)

項目	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 9 年度
計画処理区域内人口	280,710	272,875	258,584
水洗化・生活雑排水処理人口	234,496	252,754	241,473
公共下水道人口	130,034	144,952	163,806 ※1
合併処理浄化槽人口	93,417	97,098	67,538 ※1
農業集落排水処理人口	10,989	10,663	10,088 ※1
簡易排水施設人口	56	41	41 ※2
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	33,401	11,882	11,882 ※2
非水洗化人口(し尿収集人口)	12,813	8,239	5,229 ※1
生活排水処理施設の整備率(%)	83.5	92.6	93.4

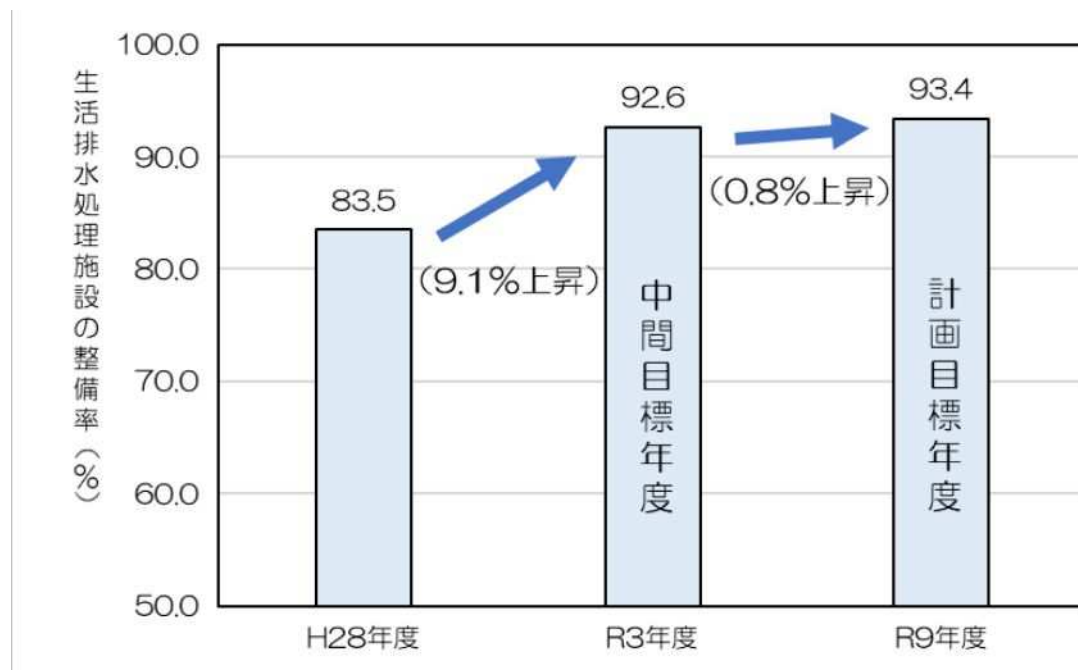
※ 平成 28 年度、令和 3 年度の各数値は、実績値を記載

※1 津市一般廃棄物処理基本計画の計画値を記載

※2 令和 3 年度の実績値を記載

## 24 数値目標

生活排水処理施設の整備率は、平成 28 年度は 83.5%、令和 3 年度は 92.6%で、令和 9 年度は 93.4%を目指します。



図は 生活排水処理施設の整備率の目標値

## 25 生活排水処理に係る今後の整備

### 公共下水道事業の管路の改築

下水道等管路施設の施工済総延長は令和3年度末で 1,038 km となっており、その多くは平成に入ってから整備したものです。

距離が減少したのは、延長の算定を行うにあたり、集中浄化区域及び共同汚水処理区域における管路の取り扱いの見直しを行ったため。

耐用年数の 50 年を経過している管を中心に段階的に改築・維持補修を進めます。

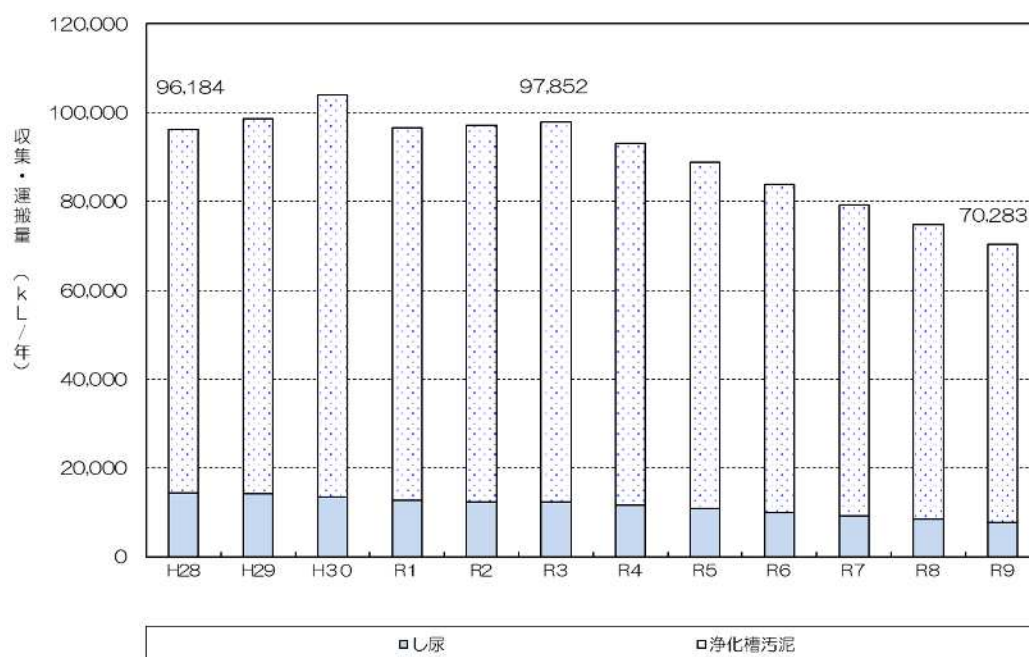
## 26 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測

令和9年度のし尿の収集・運搬量は 7,788KL/年となり、平成 28 年度と比べて 6,487KL/年 (45.4%) 減少しています。令和 9 年度の浄化槽汚泥の収集・運搬量は 62,495KL/年となり、平成 28 年度と比べて 19,414KL/年 (23.7%) 減少しています。

なお、将来予測に関しては、令和 4 年度中に下水道事業基本計画の見直しが行われ、し尿収集人口及び浄化槽汚泥収集人口の修正の可能性があるため、人口の増減により修正の可能性があります。

現時点では、生活排水処理の将来予測に基づき、収集・運搬量の将来予測をしています。



図は、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測

表は、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測

項目	(単位: KL/年)		
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 9 年度
収集・運搬量	96,184	97,852	70,283
し尿	14,275	12,239	7,788
浄化槽汚泥	81,909	85,613	62,495





一般廃棄物処理基本計画（中間見直し） 別冊資料

7 ごみ処理の課題整理

現計画	状態	中間見直し内容
<p><b>(1)発生抑制・減量化・資源化</b></p> <p>ごみ総排出量は、平成19年度から平成28年度にかけて減少しているものの、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は1,003g/人・日（平成28年度実績）で、旧計画の目標値（900g/人・日：平成29年度）には達していません。</p> <p>家庭系ごみについては、平成20年度から平成23年度にかけて減少がみられ、それ以後は平成25年度まで増加、平成26年度から減少傾向にあります。</p> <p>しかし、燃やせるごみの中には資源化できる紙類・布類や水分を多く含む生ごみが多く含まれています。</p> <p>また、平成28年度から、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分を可燃ごみとしましたが、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。</p> <p>事業系ごみについては、排出量自体は平成19年度と平成28年度を比較すると、ほぼ同量ですが、事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）が増加傾向にあります。</p> <p>ごみの発生抑制・減量化を図るため、家庭系ごみについては、発生抑制を推進するとともに、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物の排出責任者として減量化の取組を促す必要があります。</p>	見直し	<p><b>(1)発生抑制・減量化・資源化</b></p> <p>ごみ総排出量は、平成28年度は105,021 t/年で、令和3年度は99,968 t/年であり、比較すると5,053 t/年減少しており、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は988g/人・日（令和3年度実績）で、計画の推計値（990g/人・日）を達成しています。</p> <p>家庭系ごみの排出量については、平成28年度から令和3年度にかけてほぼ横ばい状態で、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成28年度が718g/人・日であり、令和3年度が738g/人・日で、比較すると20g/人・日増加しています。</p> <p>燃やせるごみの中には資源化できる紙類・布類や水分を多く含む生ごみが多く含まれています。</p> <p>また、平成28年度から、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分を可燃ごみとしましたが、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。</p> <p>事業系ごみの排出量については、平成28年度は31,940 t/年で、令和3年度は26,530 t/年であり、比較すると5,410 t/年減少しており、従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成28年度が701g/従業員・日で、令和3年度は547g/従業員・日で、比較すると154g/従業員・日減少しています。</p> <p>ごみの発生抑制・減量化を図るため、家庭系ごみについては、発生抑制を推進するとともに、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物の排出責任者として減量化の取組を促す必要があります。</p>
<p><b>(2)収集・運搬</b></p> <p>本市は、住民サービスの維持に努めながら、収集・運搬の効率化を図っていますが、高齢化社会の進展等に伴い、ごみの出し方に対するニーズが多様化している状況にあります。</p> <p>また、自治会等の団体による集団回収量が減少していることから、店舗等の店頭回収による影響を調査するとともに、引き続き資源ごみの集団回収について、広報紙等を通じた啓発を継続する必要があります。</p> <p>今後は、市民のごみ出しニーズを把握しながら、ごみ収集の効率化を図るとともに、ごみ一時集積所における公衆衛生の向上を図る必要があります。</p> <p>また、リサイクル率の向上に向け、拠点回収となるエコ・ステーションの充実を図る必要があります。</p>	現行どおり	
<p><b>(3)処理・処分</b></p>		<p><b>(3)処理・処分</b></p>
<p><b>ア 中間処理(破碎選別・資源化)</b></p> <p>燃やせないごみや資源ごみの一部は、平成28年（2016年）4月から津市リサイクルセンターにおいて資源化処理及び破碎選別処理を行っています。</p> <p>燃やせないごみ等については、今後も同施設において、徹底した資源化処理と適正な破碎選別処理を継続させるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。</p>	現行どおり	<p><b>ア 中間処理(破碎選別・資源化)</b></p>

現計画		状態	中間見直し内容
<b>イ</b>	<b>中間処理(焼却)</b>		<b>イ</b> <b>中間処理(焼却)</b>
<p>燃やせるごみや津市リサイクルセンターで発生する資源化、破砕選別処理後の可燃残渣は、津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかまで焼却処理しています。</p> <p>燃やせるごみ等については、今後も同施設において、安定的な処理を継続させるために、処理量の平準化やごみ質の管理等を徹底していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。</p>		現 行 ど お り	
<b>ウ</b>	<b>最終処分</b>		<b>ウ</b> <b>最終処分</b>
<p>津市リサイクルセンターで破砕選別、資源化処理した後の残渣のうち、不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。</p> <p>本市において資源化又は焼却できない廃棄物は、今後も同施設で適正に埋立処分していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。</p>		現 行 ど お り	
<b>(4)リサイクル率</b>			<b>(4)リサイクル率</b>
<p>リサイクル率は、平成19年（2007年）度から平成22年（2010年）度にかけて徐々に減少し、平成22年（2010年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成28年（2016年）度で23.3%となっています。</p> <p>平成28年（2016年）度のリサイクル率は、類似自治体や旧計画の目標値と比べて低い値となっていることから、リサイクル率向上に向けて、特に家庭系ごみの可燃ごみ中に含まれる紙類・布類の資源への分別を徹底する必要があります。</p>		見 直 し	<p>リサイクル率は、平成28年度の23.3%から令和3年度の22.1%で、1.2%下がっています。</p> <p>資源化量は減少傾向で、令和3年度は平成28年度と比較して2,319 t/年減少しており、特に集団回収量が大きく減少し、平成28年度の集団回収量3,004 t/年と比較して、令和3年度は1,630 t/年でほぼ半減している状況です。</p> <p>令和3年度のリサイクル率は、類似自治体や計画の推計値と比べて低い値となっていることから、リサイクル率向上に向けて、特に家庭系ごみの可燃ごみ中に含まれる紙類・布類の資源への分別を徹底する必要があります。</p>
<b>(5)施設整備</b>			<b>(5)施設整備</b>
<b>ア</b>	<b>中間処理(焼却)</b>		<b>ア</b> <b>中間処理(焼却)</b>
<p>津市西部クリーンセンターは、1号炉が竣工から38年以上、2号炉は15年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。津市クリーンセンターおたかにおいても竣工から18年以上が経過しています。</p> <p>これまで改修等の対策を講じながら稼働してきた両施設は、本計画期間中の稼働は見込めるものの、今後も老朽化が進むため、将来にわたり、本市の適正なごみ処理を継続して行っていくための対策を検討する必要があります。</p>		現 行 ど お り	
<b>イ</b>	<b>最終処分場</b>		<b>イ</b> <b>最終処分場</b>
<p>全体埋立容量を18万m<sup>3</sup>、埋立期間を15年として計画している津市一般廃棄物最終処分場は、平成28年（2016年）4月に9万m<sup>3</sup>を供用開始したところ、平成28年（2016年）度の埋立実績量は1,426 t/年で、計画埋立量8,020 t/年に対し82.2%減少しています。この状況を踏まえ、残り9万m<sup>3</sup>の建設時期について検討する必要があります。</p>		現 行 ど お り	

現計画	状態	中間見直し内容
(6)その他		(6)その他
<p>大規模地震や水害などの災害が発生した場合に備え、津市災害廃棄物処理計画を策定していますが、それに加えごみの収集・運搬・処理業務などが継続して実施できるよう津市業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。</p> <p>また、市内においては、未だ不法投棄が発生していることから、不法投棄の防止を引き続き図ることが必要です。あわせて、生活環境の保全に向けて環境美化活動を一層推進していく必要があります。</p>	現 行 ど お り	

8 取り組む施策

現計画	状態	見直し内容
(1)重点施策		(1)重点施策
ア 紙類・布類の分別徹底		ア 紙類・布類の分別徹底
<p>家庭から出される燃やせるごみに含まれる紙類・布類を資源として分別されるよう啓発を強化します。</p>	現 行 ど お り	
イ 生ごみの減量化		イ 生ごみの減量化
<p>市民から排出される燃やせるごみには水分を含んだ生ごみが多く含まれていることから、生ごみの水切りを積極的に呼びかけ、生ごみの減量化を図ります。</p> <p>また、可能な世帯には生ごみの堆肥化を積極的に呼びかけ、生ごみの資源化を促進します。</p> <p>なお、家庭用生ごみ処理機及びコンポストの利用を促進するため、これらの購入補助制度を継続していきます。補助制度を幅広く世帯に周知するために、多様な方法で制度についてわかりやすく広報するとともに、生ごみ処理機の使い方や堆肥の活用方法を生ごみ処理機販売店舗等を通じて伝えていきます。</p> <p>さらに、家庭で出来る食材の保存方法や無駄のない調理方法等について広報紙等を通じて紹介し、食品ロスを削減する取組を周知・促進していきます。</p>	現 行 ど お り	
ウ 容器包装プラスチックの分別徹底		ウ 容器包装プラスチックの分別徹底
<p>容器包装プラスチックのリサイクルを促進するため、平成28年（2016年）4月1日から実施している「汚れを取り切れる容器包装プラスチックは資源ごみとして排出し、汚れが取り切れないものは燃やせるごみで排出すること」について、家庭での正しい分別をわかりやすく説明し、資源物の回収量の増加を図りつつ、リサイクルに適した品質を確保できるよう広く周知していきます。</p>	現 行 ど お り	
エ 環境学習センター事業の充実		エ 環境学習センター事業の充実
<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）を啓発する拠点として、環境をテーマとした講習会を開催するほか、津市リサイクルセンターの見学者に対し、資源循環の仕組みを説明するなど、子どもから大人まですべての市民を対象として、ごみの減量化への取組や資源化について積極的に情報を発信していきます。</p>	現 行 ど お り	
オ 環境教育の充実		オ 環境教育の充実
<p>「夏休み子どもごみ教室」や学校での環境に関する授業等で、ごみに関する環境教育を行い、小学生や中学生のごみ問題に対する意識啓発を行います。</p> <p>また、小学生を対象とした環境教育として、社会科副読本の配布や市内ごみ処理施設の見学会を実施します。</p> <p>自治会や婦人会、老人会等の各種団体や事業者を対象に、「ごみダイエット塾」を開催し、ごみの減量化に向けた各団体の自主的な活動を促進します。</p>	現 行 ど お り	

現計画		状態	見直し内容
<b>カ</b>	<b>事業系ごみの減量化への取組</b>		<b>カ</b> <b>事業系ごみの減量化への取組</b>
	<p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。</p> <p>事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量化計画書」の作成を指導し、指導の際には、減量化の必要性を説明する資料や資源化等の処理方法の検討を呼びかける資料等を提供するなどして、事業系一般廃棄物の排出責任者としての減量化への取組を促します。</p> <p>また、事業所から排出される燃やせるごみの中に、水分を含んだ生ごみや資源化可能な紙類が多く含まれていることから、商工会議所等を通じて事業所に対して、生ごみの水切りや紙類の分別徹底を呼びかけます。</p>	現 行 ど お り	
<b>(2)個別施策</b>			<b>(2)個別施策</b>
<b>ア</b>	<b>レジ袋削減の推進</b>		<b>ア</b> <b>プラスチック使用製品の使用量削減の推進</b>
	<p>市民に繰り返し使用可能なマイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋削減を推進します。</p> <p>また、平成21年（2009年）から「津市レジ袋ないない運動」を開始しており、市内事業者の協力を得て、レジ袋の削減に取り組んでいます。今後も市内小売店での取組を推進していきます。</p>	見 直 し	<p>令和4年4月から、プラスチックの資源循環の取組を推進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されており、容器包装プラスチックをはじめとする製品プラスチックの資源循環を推進するとともに、外出やイベントへ参加する際は、繰り返し使用可能なマイバッグ・マイボトル・マイ箸等の持参を、市民に呼びかけ、プラスチック使用製品の使用量の削減を推進します。</p>
<b>イ</b>	<b>「30・10運動」の推進</b>		<b>イ</b> <b>「30・10運動」の推進</b>
	<p>市民に宴会等で乾杯の後の30分間と、宴会終了前の10分間は自分の席に着いて料理を楽しむという「30・10運動」を推進し、宴会等で多く発生する食べ残しを減らしていきます。</p> <p>また、市内の飲食店に「30・10運動」への賛同を呼びかけ、飲食店を通じ利用者の方の料理の食べ切りを促すとともに、運動の周知を呼びかけます。</p>	現 行 ど お り	
<b>ウ</b>	<b>リサイクル資源の回収の促進</b>		<b>ウ</b> <b>リサイクル資源の回収の促進</b>
	<p>リサイクル資源（新聞・雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル等）の回収を推進するため、民間の小売店舗等で実施されている店頭回収とのバランスを考慮しながら、エコ・ステーションの充実を図ることで、市民が利用しやすい環境を整えていきます。</p> <p>また、環境だよりを始め、広報紙や市ホームページ等を通じて、リサイクル資源回収活動報奨金制度の周知を行い、資源回収活動への協力を呼びかけるとともに、リサイクル資源回収活動の中で、びんの回収についても実施を呼びかけます。</p> <p>なお、資源物の持ち去り行為に対しては、総合的な防止対策を講じることにより、これを阻止し、資源物の回収率の向上と市民の安全・安心なごみ出し環境を確保していきます。</p>	現 行 ど お り	
<b>エ</b>	<b>使用済小型家電の回収の促進</b>		<b>エ</b> <b>使用済小型家電の回収の促進</b>
	<p>使用済小型家電のリサイクル回収事業を継続するとともに、環境フェスタ等のイベントで回収を実施します。</p>	現 行 ど お り	

現計画		状態	見直し内容
<b>オ</b>	<b>小学校等におけるリサイクル事業の促進</b>		<b>オ</b> <b>小学校等におけるリサイクル事業の促進</b>
	環境教育の一環として、小学校等に設置した回収箱から回収した古紙・雑紙をトイレットペーパーにリサイクルする「くるりんペーパー事業」や小学校の学校給食から発生する残渣を堆肥化する「くるりんフード事業」の実施を継続します。また、事業を通じて、ごみが新たな資源として生まれ変わる資源循環の仕組みとその重要性について、情報発信していきます。	現 行 ど お り	
<b>カ</b>	<b>びんの再利用の促進</b>		<b>カ</b> <b>びんの再利用の促進</b>
	びんの回収について、リユース・リサイクルの観点から回収方法等を検証し、より資源化を図ります。また、リターナブルびんのリユースを推進するため、販売店等に店頭回収の協力を要請していきます。	現 行 ど お り	
<b>キ</b>	<b>家具等の再利用の促進</b>		<b>キ</b> <b>家具等の再利用の促進</b>
	排出されるごみの中から再利用可能な家具等については選別・保管し、環境学習センターでのリユース事業として取り組みます。	現 行 ど お り	
<b>ク</b>	<b>様々な媒体を用いた啓発の実施</b>		<b>ク</b> <b>様々な媒体を用いた啓発の実施</b>
	本市のホームページや「ごみ分別ガイドブック」、「環境だより」、メールマガジン「キャンパスなびごみ・ぶんべ津（つ）」など様々な媒体を用いて、ごみの減量・資源化への協力を呼びかけます。ホームページには環境に関する全ての情報、メールマガジンには家庭で出来るごみの減量方法といったように、使用する媒体毎に掲載する情報を選択し、効果的に啓発していきます。 また、広報紙等により、ごみの排出量や資源化率、ごみ処理経費など本市におけるごみ処理の現状を公表していきます。	見 直 し	本市のホームページや「ごみ分別ガイドブック」、「環境だより」、ごみ分別アプリ「さんあーる」など様々な媒体を用いて、ごみの減量・資源化への協力を呼びかけます。ホームページには環境に関する全ての情報、ごみ分別アプリ「さんあーる」には家庭でのごみ出しルールなど、使用する媒体毎に掲載する情報を選択し、効果的に啓発していきます。 また、広報紙等により、ごみの排出量や資源化率、ごみ処理経費など本市におけるごみ処理の現状を公表していきます。
<b>ケ</b>	<b>市民・事業者・行政間の連携促進</b>		<b>ケ</b> <b>市民・事業者・行政間の連携促進</b>
	「環境フェスタ」や「市民清掃デー」等の環境美化活動を開催し、市民・事業者・行政間で一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図ります。	現 行 ど お り	

## 12 分別・収集計画

現計画	状態	見直し内容
<p><b>(1)家庭系一般廃棄物</b></p> <p>現在の分別収集形態（13区分、17種類）を継続して行っていくことを基本としますが、今後は、安全性・経済性・効率性を考慮し、主に以下の視点に立って、見直しについて検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集の方法を検討していきます。</li> <li>・資源化率向上に有効な拠点回収を推進し、エコ・ステーションの利用率の向上を目指します。</li> <li>・地域の実態を踏まえた衛生的で使いやすいごみ一時集積所の整備を推進します。</li> </ul>	見直し	<p><b>(1)家庭系一般廃棄物</b></p> <p>現在の分別収集形態（13区分、17種類）を安全性・経済性・効率性を考慮し、主に以下の視点に立って、見直しを検討し、金属と燃やせないごみを統合し同日に収集することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集の方法を検討していきます。</li> <li>・資源化率向上に有効な拠点回収を推進し、エコ・ステーションの利用率の向上を目指します。</li> <li>・地域の実態を踏まえた衛生的で使いやすいごみ一時集積所の整備を推進します。</li> </ul>
<p><b>(2)事業系一般廃棄物</b></p> <p>事業者自ら処理することを原則とします。事業者自らが処理できない場合は、事業者が自ら処理施設へ直接搬入するか、許可業者に依頼して収集・運搬することとします。</p> <p>また、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対しては、減量に関する計画の作成を指示し、減量化、資源化及び廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理の検討等に関する指導を行っていきます。</p>	現行どおり	<p><b>(2)事業系一般廃棄物</b></p>
<p><b>(3)分別・収集に係る施策</b></p>		<p><b>(3)分別・収集に係る施策</b></p>
<p><b>ア ごみの適正な分別排出の啓発</b></p> <p>分別区分に基づいた適正な排出が継続されるよう、ごみ分別ガイドブックや広報紙を用いて、継続的な啓発を行い、排出マナーの更なる向上とごみ一時集積所の環境づくりに努めます。</p> <p>また、本市内に居住する外国人にも分別方法を理解してもらえるよう、外国語版のごみ分別ガイドブック等を作成し、情報を提供します。</p>	現行どおり	<p><b>ア ごみの適正な分別排出の啓発</b></p>
<p><b>イ 医療廃棄物の適正処理の周知</b></p> <p>使用済みの注射針等の在宅医療廃棄物の適正処理については、ごみ分別ガイドブックを通して、適正な処理方法を周知します。また、広報紙等で在宅医療廃棄物に該当するものとしめないものの例を掲載する等、在宅医療廃棄物の分別排出に関する理解向上を促します。</p>	現行どおり	<p><b>イ 医療廃棄物の適正処理の周知</b></p>
<p><b>ウ 処理困難物の適正処理の周知</b></p> <p>プロパンガスボンベや農機具等の適正処理困難物については、販売店や購入店、専門業者へ引取りを依頼するよう周知していきます。</p>	現行どおり	<p><b>ウ 処理困難物の適正処理の周知</b></p>
<p><b>エ ごみの分別区分等の見直し</b></p> <p>本市においても、今後高齢化が進むことが予想される中で、市民にわかりやすく負担の少ない分別区分や排出方法となるよう、必要に応じて見直しをしていきます。</p>	現行どおり	<p><b>エ ごみの分別区分等の見直し</b></p>

現計画		状態	見直し内容
オ	大型ごみの収集に関する検討	オ	ごみ出しが困難な世帯に対するごみ収集の検討
	本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、大型ごみの収集について検討していきます。	見直し	本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、日常ごみの戸別収集や大型ごみのごみ出し支援について検討していきます。
カ	適正な収集・運搬体制の継続	カ	適正な収集・運搬体制の継続
	<p>市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるよう必要な体制を確保してまいります。</p> <p>資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。</p>	見直し	<p>市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるよう必要な体制を確保していく必要があることから、一般廃棄物収集運搬許可業者数は、今後の社会経済状況の変動や市内のごみ排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討をすることとし、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可にあたっては、ごみの排出量に応じて慎重に判断することとします。</p> <p>また、本市の一般廃棄物の排出量は現在減少傾向であり、施策の実施等により、今後も減少していくことが想定されることから、許可の更新時において、過去2年間に一般廃棄物収集運搬の実績がない場合は、許可更新を認めない等の厳正な対応を行うこととします。</p> <p>資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。</p>



### 13 中間処理施設

現計画	状態	見直し内容
<b>(1)資源化・破碎選別処理</b>		<b>(1)資源化・破碎選別処理</b>
資源ごみ及び燃やせないごみの一部については、引き続き津市リサイクルセンターにおいて、徹底した選別作業を実施し、更なる資源化と最終処分量の削減を図るとともに、同施設の効率的・効果的な運営管理を行っていきます。	現 行 ど お り	
<b>(2)焼却処理</b>		<b>(2)焼却処理</b>
燃やせるごみ及び津市リサイクルセンターで資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、引き続き津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかの2施設において適正に焼却処理を行うとともに、同施設の効率・効果的な運営管理を行っていきます。 また、焼却処理後の残渣は、民間委託により資源化を図っていきます。	現 行 ど お り	

### 14 最終処分計画

現計画	状態	見直し内容
津市リサイクルセンターから排出される資源化又は焼却処理できない不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で適正に埋立処分していきます。 また、ごみ処理量の変化に対応した効率的・効果的な同施設の運営管理を行っていきます。	現 行 ど お り	

### 15 施設整備計画

現計画	状態	見直し内容
<b>(1)焼却処理施設</b>		<b>(1)焼却処理施設</b>
津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかの施設の老朽化が進むことから、将来に向けた継続的かつ安定的な廃棄物処理を確保するため、本計画期間において、収集効率や施設の余熱利用を含めた効率的・効果的な焼却システムの検討を進めます。	現 行 ど お り	
<b>(2)最終処分場</b>		<b>(2)最終処分場</b>
計画埋立量18万m <sup>3</sup> のうち残り9万m <sup>3</sup> の建設については、津市地域防災計画で想定する大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が本計画期間内に発生し得る可能性を考慮しつつ、平時においては、津市リサイクルセンター稼働後の平成28年（2016年）度埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことを踏まえ、その時期を判断していきます。	現 行 ど お り	

津市告示第号264号

下記の者の市民税県民税督促状は、住所及び居所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年11月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○○○	令和4年度市民税県民 税督促状第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○ ○○○○	令和4年度市民税県民 税督促状第3期、第4 期

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第265号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年11月7日

津市長 前 葉 泰 幸

指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
別紙のとおり	別紙のとおり			○					

	指定緊急避難場所名称	所在地
	(一時避難場所)	
1	中町公民館	三重県津市高野尾町1431-1
2	新町公民館	三重県津市高野尾町1784-2
3	里区集会所	三重県津市高野尾町4209-1
4	山室町センター	三重県津市大里山室町3655-1
5	小野田町集会所	三重県津市大里小野田町166-1
6	野田会館	三重県津市大里野田町401-1
7	豊里公民館	三重県津市大里睦合町610-1
8	三重県立看護大学	三重県津市夢が丘一丁目1-1
9	三重県立津東高等学校（体育館・グラウンド）	三重県津市一身田上津部田1470
10	三重県教育文化会館（本館・駐車場）	三重県津市桜橋二丁目142
11	三重県建設技術センター	三重県津市島崎町56
12	観音寺町集会所	三重県津市観音寺町666
13	渋見町集会所	三重県津市渋見町418
14	近縁寺	三重県津市長岡町552
15	善休寺	三重県津市河辺町2015
16	西念寺	三重県津市北河路町538
17	北河路集会所	三重県津市北河路町547
18	正源寺	三重県津市一色町525
19	東光寺	三重県津市安東町1289
20	西光寺	三重県津市安東町1942
21	正圓寺	三重県津市安東町294
22	長谷山集会所	三重県津市分部1699-14
23	天理教津大教会	三重県津市岩田22-18
24	高西寺	三重県津市半田1936
25	智円寺	三重県津市野田1501
26	片田公民館	三重県津市片田井戸町17-2
27	城山会館	三重県津市城山二丁目20-3
28	小森向山苑自治会集会所	三重県津市高茶屋小森町1675-1
29	高茶屋小森山自治会集会所	三重県津市高茶屋小森町1733-4
30	くもつホテル&コンファレンス	三重県津市雲出長常町626-10
31	野村保育園	三重県津市久居野村町568-4
32	のむら幼稚園	三重県津市久居野村町542-3
33	新町中央集会所	三重県津市久居野村町372-212
34	久居団地・東町地区集会所	三重県津市久居野村町372-264
35	立成コミュニティセンター	三重県津市久居野村町874-8
36	相川地区集会所	三重県津市久居野村町1976-22
37	井戸山地区集会所	三重県津市久居井戸山町153-6
38	明神地区集会所	三重県津市久居明神町1180-259
39	明神教育集会所	三重県津市久居明神町1463-1
40	諸戸山・横山地区集会所	三重県津市久居明神町1530-27
41	久居北口市民館	三重県津市久居北口町2709-6

42	北部保育園	三重県津市久居北口町859-3
43	久居児童センター	三重県津市久居北口町862-5
44	北口保育園	三重県津市久居北口町554
45	密柑山幼稚園	三重県津市久居北口町554-2
46	久居北口文化会館	三重県津市久居北口町560-5
47	万町・中町・射場町地区集会所	三重県津市久居射場町43
48	東鷹跡地区集会所	三重県津市久居東鷹跡町1-12
49	巽ヶ丘幼稚園	三重県津市久居東鷹跡町177-5
50	久居老人福祉センター	三重県津市久居西鷹跡町365-1
51	西鷹跡地区集会所	三重県津市久居西鷹跡町498-17
52	こべき保育園	三重県津市久居元町2314-17
53	元町地区集会所	三重県津市久居元町2099-2
54	須ヶ瀬地区構造改善センター	三重県津市須ヶ瀬町1610-7
55	桃園情報センター	三重県津市新家町1365-5
56	桃園地区集会所	三重県津市川方町475-2
57	狐塚地区集会所	三重県津市戸木町3504-3
58	戸木幼稚園	三重県津市戸木町2337
59	戸木地区集会所	三重県津市戸木町2056-1
60	戸木公民館	三重県津市戸木町1782
61	風早地区集会所	三重県津市戸木町4152-359
62	羽野地区集会所	三重県津市戸木町5578-13
63	稲葉農村集落多目的共同利用施設	三重県津市稲葉町1905-3
64	ひとみね保育園	三重県津市久居一色町934
65	森教育集会所	三重県津市森町1910-1
66	栗葉幼稚園	三重県津市森町284-1
67	七栗公民館	三重県津市森町286
68	森町集会所	三重県津市森町850-1
69	森集会所	三重県津市森町148-1
70	七栗産業会館	三重県津市庄田町517-2
71	榑原市民館	三重県津市榑原町10032
72	第2区集会所	三重県津市榑原町1242
73	榑原地区集会所	三重県津市榑原町2879-2
74	中の山公会所	三重県津市榑原町2922
75	一の坂集会所	三重県津市榑原町3721
76	寺野垣内集会所	三重県津市榑原町4696-1
77	榑原農民研修所	三重県津市榑原町5104
78	榑原温泉湯の瀬	三重県津市榑原町6103
79	下村教育集会所	三重県津市榑原町8161-2
80	新上野公民館	三重県津市河芸町上野3339-129
81	大蔵園公民館	三重県津市河芸町上野346-103
82	北黒田公民館	三重県津市河芸町北黒田43-3
83	南黒田公民館	三重県津市河芸町南黒田442-1
84	浜田公民館	三重県津市河芸町浜田1440-5
85	赤部公民館	三重県津市河芸町赤部325

86	三行農業構造改善センター	三重県津市河芸町三行1228-1
87	西千里集会所	三重県津市河芸町西千里1589-3
88	千里団地集会所	三重県津市河芸町千里ヶ丘69-2
89	千里ヶ丘公民館	三重県津市河芸町千里ヶ丘14-1
90	上野公民館	三重県津市河芸町上野834-4
91	くすのきの丘集会所	三重県津市河芸町杜の街一丁目8-16
92	かえでの丘集会所	三重県津市河芸町杜の街一丁目20-28
93	地家区民会館	三重県津市香良洲町237-1
94	馬場区民会館	三重県津市香良洲町1056
95	砂原区民会館	三重県津市香良洲町1703-2
96	小松区民会館	三重県津市香良洲町786-2
97	稲葉区民会館	三重県津市香良洲町5536-39
98	浜浦区民会館	三重県津市香良洲町5879

津市告示第266号

下記の者の国民健康保険料差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年11月7日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書

津市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、  
地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月7日

津市長 前 葉 泰 幸

名称

今徳区自治会





津市告示第269号

下記の者の後期高齢者医療保険滞納処分停止通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年11月9日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	滞納処分停止通知書

津市告示第270号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和5年10月3日
一身田町地内	1	令和5年10月10日
大里窪田町地内	1	令和5年10月10日
久居駅東口公共自転車等駐車場	3	令和5年10月11日
上浜町六丁目地内	1	令和5年10月13日
一身田町地内	1	令和5年10月13日
一身田豊野地内	1	令和5年10月13日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	4	令和5年10月20日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和5年10月23日
一身田平野地内	13	令和5年10月23日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和5年10月26日
アスト公共自転車等駐車場	35	令和5年10月27日
白塚駅公共自転車等駐車場	3	令和5年10月27日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

